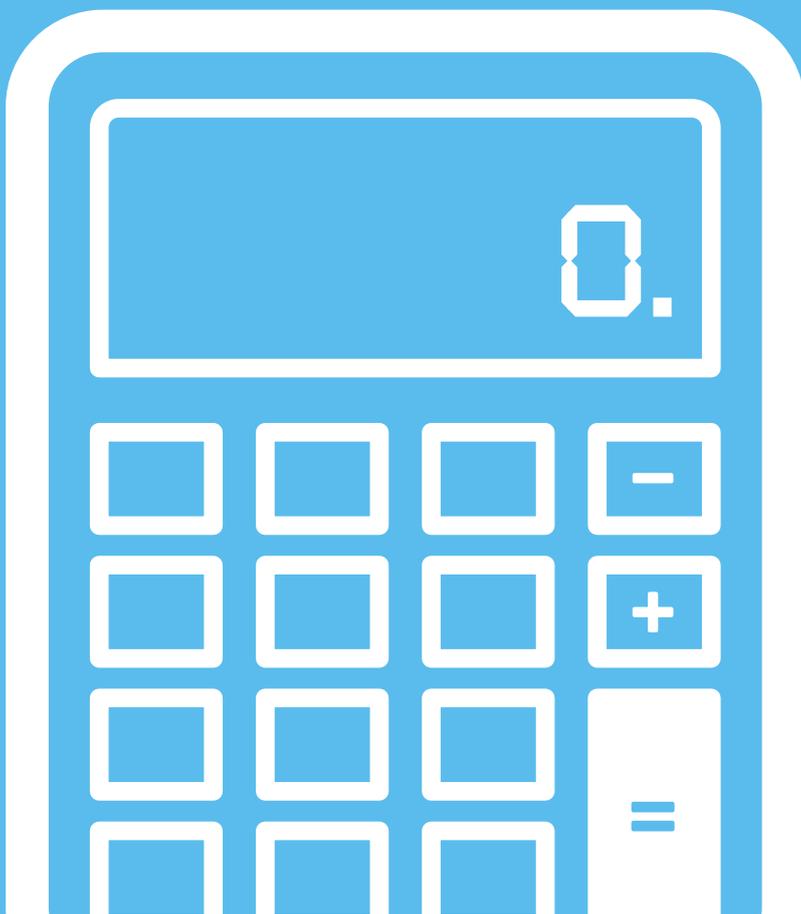


人を守り、企業を守るために。



法人契約 税務のしおり

保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金等は益金に算入されるため、課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、節税効果はありません。

カタログ番号
708

UD FONT

2024.10
改訂版

目次

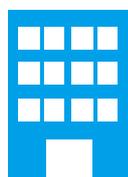
退職金保険（一般の経営者保険）

4～32

会社にとって大切な役員・従業員の方が万一のときの死亡退職金等の財源確保のために

退職金保険とは、以下の契約形態の生命保険を言います。
世間一般で経営者保険と言われている保険は以下の形態になっているケースがほとんどです。

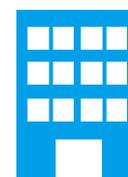
契約者
法人



被保険者
役員・従業員



死亡保険金受取人
法人

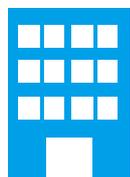


1. プライムフィット	4
2. ライブワン	5
3. 終身保険 〔繁栄 終身保険、繁栄 スミセイのかたん告知終身保険90、繁栄 バラ色人生、 繁栄 バリューケア、繁栄 スミセイの千客万頼〕	10
4. スミセイの認知症保険	12
5. 定期保険 〔繁栄 エンブレム、繁栄 エンブレム新長期プラン、繁栄 エンブレムGP〕	13
6. 自由保険	21
7. ドクター ^{ジーナー} GO	23
8. 個人年金保険 〔繁栄 たのしみワンダフル、繁栄 新たなしみ年金〕	25
9. 各種特約	29

会社の福利厚生制度の充実のために

厚生保険とは、以下の契約形態の生命保険を言います。

**契約者
法人**



**被保険者
役員・従業員**



**死亡保険金受取人
役員・従業員の遺族**



つぎの点を被保険者となる役員・従業員全員に同意いただく必要があります。

- 役員・従業員の報酬または給与として所得税の課税対象となる保険料は、役員・従業員の受取りが契約上保証されているものではないこと。
- ご契約がライブワンの場合、主契約（保険ファンド）部分の積立金について、一部引出しや、特約部分の保険料への充当を行う権利は契約者である法人にあることおよび保険料が猶予期間内に払い込まれていない場合は主契約（保険ファンド）の積立金から保険料が払い込まれたものとして取り扱うこと。

1. プライムフィット	33
2. ライブワン	34
3. 終身保険 〔繁栄 終身保険、繁栄 スミセイのかんたん告知終身保険90、 繁栄 バラ色人生、繁栄 バリューケア〕	37
4. スミセイの認知症保険	38
5. 定期保険 〔繁栄 エンブレムGP〕	39
6. 自由保険	47
7. ドクター ^{ジーオー} GO	50
8. 個人年金保険 〔繁栄 たのしみワンダフル、繁栄 新たなしみ年金〕	52
9. 各種特約	57

目次

各種制度等

59 ~ 75

- 前納保険料のお取扱い 59
- (新) 特別条件特約の保険料のお取扱い 60
- 契約者貸付を受けられた場合のお取扱い 61
- 年金支払特約によって受け取る年金のお取扱い 62
- 新転換制度を活用された場合のお取扱い 63
- 新保障見直し制度を活用された場合のお取扱い 65
- 初回保険料キャッシュレスを活用された場合のお取扱い 67
- 保険契約を払済保険に変更された場合のお取扱い 71
- 保険契約を名義変更された場合のお取扱い 72
- 保険契約を解約・減額された場合のお取扱い 75

関係法令集

76 ~ 86

本冊子では、2024年10月現在の法人税法・同法施行令・法人税基本通達等に基づき税務の基本的事項についてご説明しておりますが、個別のお取扱い等については、所轄の税務署または顧問税理士に必ずご確認ください。ご契約後に税制が変更された場合には、変更後の内容が適用され、保険料の経理処理（損金算入額・資産計上額）など税務のお取扱いが変わることがあります。

・本冊子に記載の経理処理は、特段の記載がない場合、事業年度と保険年度が一致していることを前提としています。

1. 繁栄 プライムフィット

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.29

プライムフィットは、付加できる各特約に共通する基本的な契約事項について規定した基本取扱契約に、保障等を提供する特約を付加した商品です。
 基本取扱契約自体には保障がないため、特約部分のみの経理処理となります。

b. 配当金

通知を受けたつど、配当金と、既に積み立てられた配当金に対してついた利息を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

配当金10万円を今年度新たに積み立て、前年までの積立配当金に対する利息が1万円の通知を受けた場合

借 方		貸 方	
預け金	11万円 (資産の増加)	雑収入	11万円 (利益の発生)

c. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.30

プライムフィットは、付加できる各特約に共通する基本的な契約事項について規定した基本取扱契約に、保障等を提供する特約を付加した商品です。
 基本取扱契約自体には保障がないため、特約部分のみの経理処理となります。

2. 繁栄 ライブワン

(注) Qパックの経理処理については、ライブワンと同様の処理となります。

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.29

ライブワンは、保険ファンドを主契約とし、各種の特約を付加した商品です。

契約者から払い込まれた保険料は、保険ファンドに充当される部分と各種特約に充当される部分とに区分されます。

保険ファンドは積立金としての特性があるため、保険料はその全額を退職金保険積立金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕(※)

保険料10万円（うち保険ファンド部分3万円、定期保険特約(18)部分7万円）を払い込んだ場合

借 方	貸 方
退職金保険積立金 3万円 (資産の増加)	現金・預金 10万円 (資産の減少)
保険料 7万円 (損失の発生)	

なお、保険ファンドは将来の終身保障への移行原資として活用できる他、特約保険料への充当を行うなどの機能があります。

●払込保険料を変更した場合

ライブワンでは、ご契約後所定の時期に、払込保険料を変更することができます。(当社所定の条件を満たすことが必要です。)

上記〔仕訳例〕(※)の前提となっているご契約例をもとに、特約の保障内容を変更しないままで、定期保険特約(18)部分の保険料7万円のうち、毎回の払込保険料を6万円に変更した場合には、保険ファンドから1万円が保険料として振り替えられますので、下表のような経理処理となります。

〔仕訳例〕

定期保険特約(18)部分保険料7万円のうち、6万円を払い込み、残り1万円を保険ファンドから振り替えた場合

借 方	貸 方
保険料 7万円 (損失の発生)	現金・預金 6万円 (資産の減少)
	退職金保険積立金 1万円 (資産の減少)

●特約保険料を保険ファンドから全額振り替えた場合

ライブワンでは、保険料の払込みを停止し、特約保険料を保険ファンドから全額振り替えることも可能です。(当社所定の条件を満たすことが必要です。)

〔仕訳例〕

保険料の払込みを停止し、定期保険特約(18)部分保険料7万円の全額を保険ファンドから振り替えた場合

借 方	貸 方
保険料 7万円 (損失の発生)	退職金保険積立金 7万円 (資産の減少)

なお、保険料のお払込期日経過後の猶予期間中にも保険料の払込みがない場合には、保険ファンドから保険料を振り替える制度があります。

この場合にも、〔仕訳例〕(※)の貸方を退職金保険積立金とした経理処理となります。

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

●スイング制度を活用して保険ファンドを他の保険の初回保険料に振り替える場合

既にライブワンにご契約の場合、追加でご契約いただく保険の初回保険料を保険ファンドから振り替えることにより払い込むことができます。(ライブワンおよび追加のご契約、双方に契約間資金充当特約を付加する必要があります。) この場合、保険料と同額の退職金保険積立金を取り崩し、保険ファンドの積立金から払い込まれた他契約の保険料は保険種類・契約形態に応じて保険料が払い込まれたものと同様に経理処理を行います。

〔仕訳例〕

追加でご契約いただいたプライムフィット(定期保険特約(18)付加)の初回保険料10万円を保険ファンドから振り替えた場合

借 方		貸 方	
保険料	10万円 (損失の発生)	退職金保険積立金	10万円 (資産の減少)

プライムフィット(定期保険特約(18)付加)の契約形態
(契約者=法人 被保険者=役員・従業員 死亡保険金受取人=法人)

なお、他契約の保険料払込みの猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の立替えが行われない場合に、その保険料を保険ファンドの積立金から払い込まれたものとして取り扱う制度もあります。この場合も上記と同様の経理処理となります。

●一時投入保険料の経理処理

一時投入保険料は、全額保険ファンドに充当されます。その全額を退職金保険積立金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

一時投入保険料10万円を払い込んだ場合

借 方		貸 方	
退職金保険積立金	10万円 (資産の増加)	現金・預金	10万円 (資産の減少)

b. 配当金

P.4「プライムフィットb. 配当金」の欄をご参照ください。

C. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.30

死亡保険金等の一時金

死亡保険金等の一時金を受け取った場合、資産に計上してある金額を取り崩し、受け取った死亡保険金等の一時金との差額は雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している部分の保険料が300万円の契約で死亡保険金等の一時金1300万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 1300万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 300万円 (資産の減少) 雑収入 1000万円 (利益の発生)

受け取った死亡保険金等の一時金を退職金・弔慰金として支払った場合、支払った金額が社会通念上妥当な金額であれば原則として損金に算入できます。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

弔慰金1000万円を支払った場合

借 方	貸 方
弔慰金 1000万円 (損失の発生)	現金・預金 1000万円 (資産の減少)

d. 保険ファンドの取崩し

保険ファンドからは、当社所定の範囲内で随時積立金の一部取崩しが可能です。この場合の経理処理としては、資産に計上している退職金保険積立金を取り崩し、一部取崩しによる受取額との差額を雑収入（または雑損失）として益金（損金）に算入してください。取り崩す退職金保険積立金は、保険ファンドの解約返戻金総額に対する一部取崩しによる受取額の割合に応じて計算します。

退職金保険積立金 × [受取額 / 保険ファンドの解約返戻金総額]

<具体例>

- 退職金保険積立金…積立金の一部取崩し時点の保険ファンド部分に対する退職金保険積立金計上額：180万円
- 受取額…積立金の一部取崩しによる受取額：60万円
- 保険ファンドの解約返戻金総額…積立金の一部取崩し時点の保険ファンド部分の解約返戻金総額：200万円

(注) 積立金の一部取崩し時点の保険ファンド部分の解約返戻金総額 = 一部取崩しによる受取額 + 一部取崩し後の保険ファンド部分の解約返戻金総額

上記の場合、経理処理において取り崩すべき退職金保険積立金額は、 $180万円 \times (60万円 / 200万円) = 54万円$ となります。

[仕訳例]

保険ファンドの解約返戻金総額が200万円の時点（その時点における保険ファンド部分に対する退職金保険積立金計上額180万円）で、一部取崩しにより60万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 60万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 54万円 (資産の減少) 雑収入 6万円 (利益の発生)

(注) 保険ファンド部分に対する退職金保険積立金計上額は、一時投入保険料の払込みにより計上された退職金保険積立金を含みます。

e. 終身保障への移行時のお取扱い

特別保障期間満了時以降、保険ファンドの一部または全部を利用して、契約の一部または全部を終身保障に移行することができます。（一部を移行する場合、保険ファンドの残りはそのまま継続します。）

移行時の経理処理としては、資産に計上している退職金保険積立金を取り崩し、終身保障に移行した部分に振替え（充当）される保険ファンド取崩額との差額を雑収入（または雑損失）として益金（損金）に算入してください。

一部移行の場合、取り崩す退職金保険積立金は、保険ファンド総額に対する保険ファンドの取崩額の割合に応じて計算します。

退職金保険積立金 × [振替額 / 保険ファンド総額]

<具体例>

- 退職金保険積立金…一部移行時点の保険ファンド部分に対する退職金保険積立金計上額：280万円
- 振替額…終身保障部分への振替額：150万円
- 保険ファンド総額…一部移行時点の保険ファンド部分の総額：300万円

上記の場合、経理処理において取り崩すべき退職金保険積立金額は、
280万円 × (150万円 / 300万円) = 140万円となります。

〔仕訳例〕

終身保障移行に際して、保険ファンド総額が300万円、保険ファンド部分に対する退職金保険積立金計上額280万円で、終身保障部分へ150万円を振り替えた場合

借 方	貸 方
退職金保険積立金 150万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 140万円 (資産の減少) 雑収入 10万円 (利益の発生)

f. (夫婦) 年金への移行時のお取扱い

特別保障期間満了時以降、保険ファンドの一部または全部を利用して、契約の一部または全部を（夫婦）年金に移行することができます。（一部を移行する場合は、保険ファンドの残りはそのまま継続します。）

移行時の経理処理としては、上記「e. 終身保障への移行時のお取扱い」をご参照ください。ただし、終身保障は（夫婦）年金、借方の退職金保険積立金は退職年金積立金と読み替えてください。

3. 終身保険

(繁栄 終身保険、繁栄 スミセイのかんたん告知終身保険90、
繁栄 バラ色人生、繁栄 バリューケア、繁栄 スミセイの千客万頼)

退職金保険
契約形態について P.1

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.29

保険料は一種の積立金的な性格をもつ前払金（退職金の前払積立金）とみなされますので、退職金保険積立金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

保険料10万円を払い込んだ場合

借 方		貸 方	
退職金保険積立金	10万円	現金・預金	10万円
(資産の増加)		(資産の減少)	

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

●一時払保険料の経理処理

一時払保険料は、退職金保険積立金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

一時払保険料として500万円を
払い込んだ場合

借 方		貸 方	
退職金保険積立金	500万円	現金・預金	500万円
(資産の増加)		(資産の減少)	

b. 配当金 (繁栄 バラ色人生、繁栄 バリューケアは除きます)

P.4「プライムフィットb. 配当金」の欄をご参照ください。

C. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.30

(1) 死亡保険金等の一時金

死亡保険金等の一時金を受け取った場合、資産に計上してある金額を取り崩し、受け取った死亡保険金との差額は雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している部分の保険料が300万円の契約で死亡保険金1000万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 1000万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 300万円 (資産の減少) 雑収入 700万円 (利益の発生)

受け取った死亡保険金等の一時金を退職金・弔慰金として支払った場合、支払った金額が社会通念上妥当な金額であれば原則として損金に算入できます。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

弔慰金1000万円を支払った場合

借 方	貸 方
弔慰金 1000万円 (損失の発生)	現金・預金 1000万円 (資産の減少)

(注) 高度障害保険金受取時の経理処理については、死亡保険金受取時のお取扱いと同様の処理を行ってください。

(2) 介護保険金

介護保険金を受け取った場合、資産に計上してある退職金保険積立金を取り崩し、受け取った介護保険金との差額は雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している保険料が300万円の契約で介護保険金1000万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 1000万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 300万円 (資産の減少) 雑収入 700万円 (利益の発生)

受け取った介護保険金を当該役員に支払う場合、その目的によりお取扱いが異なります。

①見舞金として支払う場合

社会通念上妥当な金額は原則として損金に算入できます。これを超える部分は損金に算入できない給与となります。

②退職金として支払う場合

社会通念上妥当な金額は原則として損金に算入できます。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

4. 繁栄 スミセイの認知症保険

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.29

スミセイの認知症保険は、付加できる各特約に共通する基本的な契約事項について規定した基本取扱契約または保険ファンドに、認知症保障を提供する特定認知症状態保障特約を付加した商品です。基本取扱契約の場合は、基本取扱契約自体に保障がないため、特定認知症状態保障特約部分のみの経理処理となります。

保険ファンドの場合は、P.5「ライブワン a. 保険料」の欄をご参照ください。

b. 配当金

P.4「プライムフィット b. 配当金」の欄をご参照ください。

c. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.30

スミセイの認知症保険は、付加できる各特約に共通する基本的な契約事項について規定した基本取扱契約または保険ファンドに、認知症保障を提供する特定認知症状態保障特約を付加した商品です。基本取扱契約の場合は、基本取扱契約自体には保障がないため、特定認知症状態保険金のみを経理処理となります。

保険ファンドの場合は、P.7「ライブワン c. 保険金等」の欄をご参照ください。

5. 定期保険

(繁栄 エンブレム、繁栄 エンブレム新長期プラン、
繁栄 エンブレムGP)

退職金保険
契約形態について P.1

保険期間中の最高解約返戻率に応じて、4段階（「50%以下」「50%超70%以下」「70%超85%以下」「85%超」）で区分され、資産計上割合など税務のお取扱いが異なります。

契約内容の変更等で最高解約返戻率が変わった場合、税務のお取扱いが変わることがあります。

なお、本文中に記載の以下の文言は次のように計算します。

- 解約返戻率＝解約返戻金額÷支払保険料の累計額（保険期間を通じて最も高い解約返戻率を最高解約返戻率といいます。）
- 年換算保険料相当額＝保険料×保険料払込期間÷保険期間

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.29

(1) 全期払い

●最高解約返戻率50%以下の場合

保険料の全額を損金に算入します。

〔各例の前提〕

40歳契約 98歳満了

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

借 方		貸 方	
保険料	120万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)

●最高解約返戻率50%超70%以下となる場合

〔各例の前提〕

40歳契約 98歳満了

ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間

保険料の40/100を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<23年2か月間>

借 方		貸 方	
保険料	72万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
前払費用	48万円 (資産の増加)		

イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間

保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<20年4か月間>

借 方		貸 方	
保険料	120万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)

ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間

保険料の全額を損金に算入します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<14年6か月間>

借 方		貸 方	
保険料	196.6万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
		前払費用	76.6万円 (※) (資産の減少)

(※) 前払費用は期間の経過に応じて取り崩す経理処理をします。

- 既に資産に計上している金額48万円×23年2か月間＝1112万円
- 期間の経過に応じて取り崩す金額1112万円÷14年6か月間＝約76.6万円

* 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

(注) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%超70%以下のもの（契約日が2019年7月8日以降に限る）」に対する年換算保険料相当額が30万円以下の場合、保険料の全額を損金に算入します。

●最高解約返戻率70%超85%以下となる場合

〔各例の前提〕

40歳契約 98歳満了

ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間

保険料の60/100を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<23年2か月間>

借 方		貸 方	
保険料	48万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
前払費用	72万円 (資産の増加)		

イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間

保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<20年4か月間>

借 方		貸 方	
保険料	120万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)

ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間

保険料の全額を損金に算入します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<14年6か月間>

借 方		貸 方	
保険料	235.0万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
		前払費用	115.0万円 (※1) (資産の減少)

(※1) 前払費用は期間の経過に応じて取り崩す経理処理をします。

- ・既に資産に計上している金額72万円×23年2か月間=1668万円
- ・期間の経過に応じて取り崩す金額1668万円÷14年6か月間=約115.0万円

* 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

●最高解約返戻率85%超となる場合

〔各例の前提〕

40歳契約 98歳満了 60歳時に最高解約返戻率(100%)到達、76歳まで解約返戻金の増加割合が70%を超え、87歳時に最高解約返戻金額となる場合

ア. ご契約時から最高解約返戻率となるまでの期間または年換算保険料相当額に対する解約返戻金の増加割合が70%を超える期間 (資産計上期間)

①ご契約当初10年間

「保険料×最高解約返戻率×90%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<ご契約当初10年間>

借 方		貸 方	
保険料	12万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
前払費用	108万円 (※2) (資産の増加)		

(※2) 保険料120万円×最高解約返戻率100%×0.9=108万円

②ご契約11年目から

「保険料×最高解約返戻率×70%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<ご契約11年目から（26年間）>

借 方		貸 方	
保険料	36万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
前払費用	84万円(※3) (資産の増加)		

(※3) 保険料120万円×最高解約返戻率100%×0.7=84万円

*資産計上額は「保険料」を上限とし、損金算入額がマイナスにならないようにします。

*資産計上期間が5年未満となる場合は保険期間開始日から5年を経過する日まで、また、保険期間が10年未満の場合は、保険期間の50/100を経過する日までとします。

イ. 資産計上期間経過後から解約返戻金額が最も高くなる期間まで

保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<11年間>

借 方		貸 方	
保険料	120万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)

ウ. 解約返戻金額が最も高くなる期間経過後から保険期間終了まで

保険料の全額を損金に算入します。また、資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<11年間>

借 方		貸 方	
保険料	416.7万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
		前払費用	296.7万円(※4) (資産の減少)

(※4) 前払費用は期間の経過に応じて取り崩す経理処理をします。

• 既に資産に計上している金額は3264万円

(108万円×10年間=1080万円、84万円×26年間=2184万円)

• 期間の経過に応じて取り崩す金額3264万円÷11年間=約296.7万円

(2) 短期払い (繁栄 エンブレムGPのみのお取扱いです)

「当期分保険料」 = 保険料 × 保険料払込期間 ÷ 保険期間

●最高解約返戻率50%以下の場合

①保険料払込期間中

保険料のうち「当期分保険料」を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

②保険料払込期間満了後から保険期間満了まで

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。

●最高解約返戻率50%超70%以下となる場合

下記は、ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間中に保険料払込期間満了を迎える場合について示しています。

ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間

①保険料払込期間中

保険料のうち「当期分保険料」の60/100を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

②保険料払込期間満了後

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」の60/100を取り崩し、損金に算入します。

イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。

ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間

資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

* 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

(注) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%超70%以下のもの(契約日が2019年7月8日以降に限る)」に対する年換算保険料相当額が30万円以下の場合、以下のようなお取扱いとなります。

①保険料払込期間中

保険料のうち「当期分保険料」を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

②保険料払込期間満了後から保険期間満了まで

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。

●最高解約返戻率70%超85%以下となる場合

下記は、ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間中に保険料払込期間満了を迎える場合について示しています。

ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間

①保険料払込期間中

保険料のうち「当期分保険料」の40/100を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

②保険料払込期間満了後

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」の40/100を取り崩し、損金に算入します。

イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。

ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間

資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

* 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月末満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

●最高解約返戻率85%超となる場合

[各例の前提]

40歳契約 60歳保険料払込期間満了 98歳保険期間満了 82歳時に最高解約返戻率（110%）到達かつ最高解約返戻金額となる場合

資産計上期間中のご契約11年目以降に保険料払込期間満了を迎える場合について示しています。

ア. ご契約時から最高解約返戻率となるまでの期間または年換算保険料相当額に対する解約返戻金の増加割合が70%を超える期間（資産計上期間）

①ご契約当初10年間

「当期分保険料」のうち、「当期分保険料×最高解約返戻率×90%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

また、保険料と「当期分保険料」の差額を前払費用として資産に計上します。

[仕訳例]

年1回払 保険料174万円を
払い込んだ場合

<ご契約当初10年間>

借 方		貸 方	
保険料	0.6万円 (損失の発生)	現金・預金	174万円 (資産の減少)
前払費用	173.4万円(※) (資産の増加)		

(※) 当期分保険料 (174万円×20年÷58年=60万円) ×最高解約返戻率110%×0.9=59.4万円
59.4万円+ (174万円-60万円) =173.4万円

- ②ご契約11年目から保険料払込期間満了まで
「当期分保険料」のうち、「当期分保険料×最高解約返戻率×70%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。
また、保険料と「当期分保険料」の差額を前払費用として資産に計上します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料174万円を
払い込んだ場合

<ご契約11年目から保険料払込期間満了まで（10年間）>

借 方		貸 方	
保険料	13.8万円 (損失の発生)	現金・預金	174万円 (資産の減少)
前払費用	160.2万円 (※1) (資産の増加)		

(※1) 当期分保険料×最高解約返戻率110%×0.7=46.2万円
46.2万円+ (174万円-60万円) = 160.2万円

- ③保険料払込期間満了後
資産に計上した前払費用から「当期分保険料」と「当期分保険料×最高解約返戻率×70%」の差額を取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料174万円を
払い込んだ場合

<保険料払込期間満了後（22年間）>

借 方		貸 方	
保険料	13.8万円 (損失の発生)	前払費用	13.8万円 (資産の減少)

* 資産計上額は「保険料」を上限とし、損金算入額がマイナスにならないようにします。

* 資産計上期間が5年未満となる場合は保険期間開始日から5年を経過する日まで、また、保険期間が10年未満の場合は、保険期間の50/100を経過する日までとします。

イ. 資産計上期間経過後から解約返戻金額が最も高くなる期間まで

* 資産計上期間とご契約時から解約返戻金額が最も高くなるまでの期間は一致することから「資産計上期間経過後から解約返戻金額が最も高くなる期間」はありません。

ウ. 解約返戻金額が最も高くなる期間経過後から保険期間終了まで

資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料174万円を
払い込んだ場合

<16年間>

借 方		貸 方	
保険料	189.5万円 (損失の発生)	前払費用	189.5万円 (※2) (資産の減少)

(※2) 前払費用は期間の経過に応じて取り崩す経理処理をします。

- 既に資産に計上している金額
 $173.4万円 \times 10年 + 160.2万円 \times 10年 = 3336万円$
- 期間の経過に応じて取り崩す金額
 $(3336万円 - 13.8万円 \times 22年) \div 16年 = 約189.5万円$

b. 配当金 (繁栄 エンブレム新長期プラン、繁栄 エンブレムGPIは除きます)

P.4「プライムフィットb. 配当金」の欄をご参照ください。

c. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.30

死亡保険金等の一時金

資産に計上している前払費用を取り崩し、受け取った死亡保険金等の一時金との差額を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している前払費用が300万円ある契約で死亡保険金を1000万円受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 1000万円 (資産の増加)	前払費用 300万円 (資産の減少) 雑収入 700万円 (利益の発生)

受け取った死亡保険金等の一時金を退職金・弔慰金として支払った場合、支払った金額が社会通念上妥当な金額であれば原則として損金に算入できます。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

弔慰金1000万円を支払った場合

借 方	貸 方
弔慰金 1000万円 (損失の発生)	現金・預金 1000万円 (資産の減少)

(注) 高度障害保険金受取時の経理処理については、死亡保険金受取時のお取扱いと同様の処理を行ってください。

6. 繁栄 自由保険

退職金保険
契約形態について P.1

満期保険金受取人は法人となります。

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.29

保険料は一種の積立金的な性格をもつ前払金（退職金の前払積立金）とみなされますので、退職金保険積立金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

保険料10万円を払い込んだ場合

借 方		貸 方	
退職金保険積立金	10万円 (資産の増加)	現金・預金	10万円 (資産の減少)

●一時払保険料の経理処理

P.10「終身保険 a.保険料」の欄をご参照ください。

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

b. 配当金

通知を受けたつど、配当金と、既に積み立てられた配当金に対してついた利息を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

配当金10万円を今年度新たに積み立て、前年までの積立配当金に対する利息が1万円の通知を受けた場合

借 方		貸 方	
預け金	11万円 (資産の増加)	雑収入	11万円 (利益の発生)

なお、益金に算入せず、資産に計上してある退職金保険積立金を取り崩す方法が認められています。ただし、既に積み立てられた配当金に対してついた利息は必ず雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

配当金10万円を今年度新たに積み立て、前年までの積立配当金に対する利息が1万円の通知を受けた場合

借 方		貸 方	
預け金	11万円 (資産の増加)	退職金保険積立金	10万円 (資産の減少)
		雑収入	1万円 (利益の発生)

C. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.30

(1) 死亡保険金等の一時金

死亡保険金等の一時金を受け取った場合、資産に計上してある金額を取り崩し、受け取った死亡保険金等の一時金との差額は雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している保険料が300万円の契約で死亡保険金1000万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 1000万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 300万円 (資産の減少) 雑収入 700万円 (利益の発生)

受け取った死亡保険金等の一時金を退職金・弔慰金として支払った場合、支払った金額が社会通念上妥当な金額であれば原則として損金に算入できます。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

弔慰金1000万円を支払った場合

借 方	貸 方
弔慰金 1000万円 (損失の発生)	現金・預金 1000万円 (資産の減少)

(注) 高度障害保険金受取時の経理処理については、死亡保険金受取時のお取扱いと同様の処理を行ってください。

(2) 満期保険金

満期保険金を受け取った場合、資産に計上してある退職金保険積立金を取り崩し、受け取った満期保険金との差額は雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している保険料が750万円の契約で満期保険金1000万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 1000万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 750万円 (資産の減少) 雑収入 250万円 (利益の発生)

受け取った満期保険金を役員・従業員に退職金として支払った場合、退職金として損金に算入します。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

退職金として1000万円を支払った場合

借 方	貸 方
退職金 1000万円 (損失の発生)	現金・預金 1000万円 (資産の減少)

なお、退職所得に対する所得税は源泉徴収されるため、退職金より差し引き徴収する必要があります。

(注)・被保険者が従業員の場合、終身タイプ（有期払い）を取り扱っておりません。
・死亡保険金受取人に代わり、死亡時支払金受取人（一部特約を付加された場合は特約死亡保険金受取人）となります。

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.29

(1) 定期タイプ・終身タイプ（終身払い）

保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

保険料10万円を払い込んだ場合

借 方	貸 方
保険料 10万円 (損失の発生)	現金・預金 10万円 (資産の減少)

(2) 終身タイプ（有期払い）

「当期分保険料」を損金に算入し、残りの保険料を前払費用として資産に計上します。

保険料払込期間満了後は、資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。(※1)

「当期分保険料」 = 保険料 × 保険料払込期間 ÷ 保険期間

(注) 保険期間開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。

(※1) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険または第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含む）（契約日が2019年10月8日以降に限る）」に対する当該事業年度に支払った保険料が30万円以下の場合は、保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

40歳契約 60歳払込満了
保険期間 終身 年1回払
保険料38万円を払い込んだ場合

<ご契約時から保険料払込期間（20年間）>

借 方	貸 方
保険料 10万円 (※2) (損失の発生) 前払費用 28万円 (資産の増加)	現金・預金 38万円 (資産の減少)

(※2) 38万円×20年÷(116歳-40歳) = 10万円

<保険料払込期間満了後>

借 方	貸 方
保険料 10万円 (損失の発生)	前払費用 10万円 (資産の減少)

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

b. 配当金

P.4「プライムフィットb. 配当金」の欄をご参照ください。

c. 給付金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.30

入院給付金等を受け取った場合、全額を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

入院給付金5万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 5万円 (資産の増加)	雑収入 5万円 (利益の発生)

なお、受け取った入院給付金等を見舞金として役員・従業員に支払った場合、社会通念上妥当な金額は原則として損金に算入できます。これを超える部分は給与となり、役員の場合、損金に算入できません。

〔仕訳例〕

役員・従業員に見舞金として
5万円を支払った場合

借 方	貸 方
見舞金 5万円 (損失の発生)	現金・預金 5万円 (資産の減少)

また、会社から役員・従業員が受け取った見舞金については、その額が社会通念上妥当と認められる限り、当該役員・従業員に対し所得税は課せられません。

8. 個人年金保険

(繁栄 たのしみワンダフル、繁栄 新たなしみ年金)

退職金保険
契約形態について P.1

年金受取人は法人となります。

a. 保険料

年金部分の保険料は退職年金積立金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

年金部分の保険料10万円を
払い込んだ場合

借 方	貸 方
退職年金積立金 10万円 (資産の増加)	現金・預金 10万円 (資産の減少)

●一時払保険料の経理処理

一時払保険料は、退職年金積立金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

一時払保険料として500万円を
払い込んだ場合

借 方	貸 方
退職年金積立金 500万円 (資産の増加)	現金・預金 500万円 (資産の減少)

b. 配当金

(1) 年金支払開始日前の配当金

通知を受けたつど、配当金と既に積み立てられた配当金に対してついた利息を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

配当金10万円を今年度新たに積み立て、
前年までの積立配当金に対する利息が
1万円の通知を受けた場合

借 方	貸 方
預け金 11万円 (資産の増加)	雑収入 11万円 (利益の発生)

(2) 年金支払開始日に支払われる配当金 (特別配当金)

雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

年金支払開始日における特別配当金額が
200万円の場合

借 方	貸 方
預け金 200万円 (資産の増加)	雑収入 200万円 (利益の発生)

なお、年金支払開始日に加算年金の原資に充当される積立配当金 (年金支払開始時に支払われる特別配当金を含む) を預け金に計上した場合には退職年金積立金として洗い替えます。

〔仕訳例〕

加算年金の原資に充当される積立配当金
600万円を退職年金積立金に洗い替えた
場合

借 方	貸 方
退職年金積立金 600万円 (資産の増加)	預け金 600万円 (資産の減少)

(3) 年金支払開始日以後に支払われる配当金

ア. 配当金を積み立てておく場合

前記「b. 配当金（1）年金支払開始日前の配当金」と同様の経理処理を行ってください。

イ. 配当金を受け取った場合

雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

配当金2万円を現金で
受け取った場合

借 方		貸 方	
現金・預金	2万円 (資産の増加)	雑収入	2万円 (利益の発生)

ウ. 配当金を上乗せ年金の保険料に充当した場合

雑収入として益金に算入し、年金として取り崩すまで年金基金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

配当金30万円を上乗せ年金の保険料
に充当した場合

借 方		貸 方	
退職年金積立金	30万円 (資産の増加)	雑収入	30万円 (利益の発生)

C. 保険金等

死亡保険金等の一時金

死亡保険金等の一時金を受け取った場合、資産に計上してある退職年金積立金・預け金を取り崩し、受け取った死亡保険金等の一時金との差額は、雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している退職年金積立
金が300万円、預け金が50万円の
契約で死亡保険金1000万円を受け
取った場合

借 方		貸 方	
現金・預金	1000万円 (資産の増加)	退職年金積立金	300万円 (資産の減少)
		預け金	50万円 (資産の減少)
		雑収入	650万円 (利益の発生)

受け取った死亡保険金等の一時金を退職金等として支払った場合、支払った金額が社会通念上妥当な金額であれば原則として損金に算入できます。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については、損金に算入できません。

d. 年金

年金を受け取った場合、次の（１）および（２）の金額を資産計上額から取り崩し、受け取った年金との差額は雑収入として益金に算入してください。

（１）年金支払開始日までの資産計上額

$$\text{年金支払開始日までの資産計上額（※１）} \times \frac{\text{基本年金額} + \text{加算年金額}}{\text{年金支払見込額（※２）}}$$

（※１）年金支払開始日までに資産に計上した保険料合計額と加算年金の原資に充当された積立配当金等の合計額

（※２）年金の種類に応じて、次の期間に支払われる年金支払見込額

- ・確定年金の場合 …………… 年金支払期間
- ・保証期間付終身年金の場合 …… 余命年数と保証期間のいずれか長い期間
- ・有期年金の場合 …………… 余命年数と支払期間のいずれか短い期間

*余命年数は、年金支払開始日における所得税法施行令の別表「余命年数表」に記載された余命年数。

〔仕訳例〕

年金支払開始日における資産計上額3000万円、基本年金額+加算年金額480万円、10年確定年金で第1回年金480万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 480万円 (資産の増加)	退職年金積立金 300万円 (※3) (資産の減少) 雑収入 180万円 (利益の発生)

(※3) 3000万円×480万円 / (480万円×10年) = 300万円

（２）年金支払開始日後の資産計上額（上乗せ年金の資産計上額）

$$\text{前年の上乗せ年金の資産計上取崩額} + \frac{\text{新たに上乗せ年金に充当した配当金}}{\text{新たに買い増した上乗せ年金の支払回数 (※4)}}$$

（※４）（※２）に記載の年金支払期間内の残存支払回数

〔仕訳例〕

上記〔仕訳例〕を前提として今年度の配当金54万円は上乗せ年金10万円の原資に充当され、第2回年金490万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 490万円 (資産の増加)	退職年金積立金 306万円 (※5) (資産の減少) 雑収入 184万円 (利益の発生)

(※5) 300万円 + (54万円/9年) = 306万円

e. 年金総額保証付終身年金で被保険者が死亡した場合

(1) 保証期間内に死亡されたとき

次の金額を損金に算入してください。

$$\text{年金支払開始日まで} \times \left(\frac{\text{既支払の契約年金・加算年金の合計}}{\text{保証期間内の年金支払見込額}} - \frac{\text{既支払の契約年金・加算年金の合計}}{\text{年金支払開始時における余命年数までの年金支払見込額}} \right) \\ \text{の資産計上額}$$

その後支払われる年金については、次の金額を資産計上額から取り崩し、受け取った年金との差額を雑収入として益金に算入してください。

$$\text{年金支払開始日まで} \times \frac{\text{契約年金額} + \text{加算年金額}}{\text{保証期間内の年金支払見込額}} \\ \text{の資産計上額}$$

(2) 保証期間経過後に死亡されたとき

資産計上額の取崩残額の全額を損金に算入してください。

9. 各種特約

a. 保険料

特約部分保険料の経理処理は以下のとおりとなります。

特 約	経理処理
定期保険特約(18)	保険料として全額を損金に算入します。
収入保障特約(18)	
生活障害収入保障特約(23)	
生活障害終身保険特約	退職金保険積立金として全額を資産に計上します。
生活障害保障充実特約(23)	保険料として全額を損金に算入します。
継続入院収入サポート特約	
認知症保障特約	
特定認知症状態保障特約	
特定重度生活習慣病保障特約	
災害・疾病関係特約(定期タイプ)	
災害・疾病関係特約(終身タイプ・終身払い)	
災害・疾病関係特約(終身タイプ・有期払い)	詳細 1 のお取り扱いとなります。
保険料払込免除特約(15)	保険料払込免除特約(15)を付加した保険料をもとに、保険料払込免除特約(15)を付加しない場合と同様の経理処理を行います。

詳細 1 災害・疾病関係特約(終身タイプ・有期払い)

保険料として「当期分保険料」を損金に算入し、残りの保険料を前払費用として資産に計上します。保険料払込期間満了後は、資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。(※1)

「当期分保険料」 = 保険料 × 保険料払込期間 ÷ 保険期間

(注) 保険期間開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。

(※1) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険または第三分野保険(ごく少額の払戻金のある契約を含む)(契約日が2019年10月8日以降に限る)」に対する当該事業年度に支払った保険料が30万円以下の場合は、保険料の全額を損金に算入します。

b. 保険金・給付金等

保険金・給付金等を受け取った際の経理処理は以下のとおりとなります。

保険金・給付金等	経理処理
(災害) 死亡保険金、災害保険金、 (災害) 高度障害保険金	<p>詳細 2 (P.31) のお取り扱いとなります。</p> <p>*退職金・弔慰金として支払った場合、支払った金額が社会通念上妥当な金額であれば原則として損金に算入できます。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。</p>
収入保障年金、高度障害年金	詳細 3 (P.31) のお取り扱いとなります。
就労不能・介護年金	詳細 4 (P.32) のお取り扱いとなります。
就労不能・介護保険金	詳細 5 (P.32) のお取り扱いとなります。
就労不能・介護保障充実給付金	<p>全額を雑収入として益金に算入します。</p> <p>*当該役員に支払う場合、下記（※2）のとおりとなります。</p>
継続入院給付金	
特定障害給付金	
認知症保険金、軽度認知障害給付金	
特定認知症状態保険金	
特定重度生活習慣病保険金	
がん診断保険金、がん一時給付金、 心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金	<p>全額を雑収入として益金に算入します。</p> <p>*見舞金として役員・従業員に支払った場合、社会通念上妥当な金額は原則として損金に算入できます。これを超える部分は給与となり、役員の場合、損金に算入できません。</p> <p>*会社から役員・従業員が受け取った見舞金については、その額が社会通念上妥当と認められる限り、当該役員・従業員に対し所得税は課せられません。</p>
入院給付金、手術給付金等（※3 (P.31)）	
リビング・ニーズ保険金	<p>資産に計上している前払費用を、死亡保険金に対するリビング・ニーズ保険金のご請求額の割合で取り崩し、受け取ったリビング・ニーズ保険金との差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。</p> <p>*当該役員に支払う場合、下記（※2）のとおりとなります。</p>

（※2）当該役員に支払う場合、下記のとおりとなります。

① **見舞金として支払う場合**

社会通念上妥当な金額は原則として損金に算入できます。これを超える部分は損金に算入できない給与となります。

② **退職金として支払う場合**

社会通念上妥当な金額は原則として損金に算入できます。なお、在職期間等に照らし不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

●役員に対する退職給与の損金算入の時期、●過大な役員給与の額、●弔慰金等の取扱い

P.81～82をご参照ください。

- (※3) 災害入院給付金、疾病入院給付金、放射線治療給付金、入院保障充実給付金、成人病入院給付金、女性疾病入院給付金、がん入院給付金、手術給付金、入院時手術給付金、がん薬物治療給付金、先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養保障充実給付金、運動器損傷給付金、顔面損傷給付金、障害給付金

詳細2 (災害) 死亡保険金、災害保険金、(災害) 高度障害保険金

死亡保険金等の一時金を受け取った場合、全額を雑収入として益金に算入してください。
資産に計上してある金額がある場合は、その金額を取り崩し受け取った死亡保険金等の一時金との差額を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

死亡保険金等の一時金1000万円を受け取った場合

借 方		貸 方	
現金・預金	1000万円 (資産の増加)	雑収入	1000万円 (利益の発生)

詳細3 収入保障年金、高度障害年金

(1) 収入保障年金を法人が受け取った際の経理処理

収入保障年金を法人が受け取った際の経理処理には以下の2通りの方法があります。

●年金を受け取るつど益金に算入する方法

毎年の収入保障年金はその全額を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

収入保障年金200万円を受け取った場合

借 方		貸 方	
現金・預金	200万円 (資産の増加)	雑収入	200万円 (利益の発生)

●受け取る年金の未払年金現価を一括して益金に算入する方法

ア. 被保険者死亡時

- ①第1回目および翌年以降受け取る年金の未払年金現価を未収金として資産に計上し、同額を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

収入保障年金額が200万円、年金支払回数10回の契約で収入保障年金の支払事由が発生した場合

借 方		貸 方	
未収金	1960.2万円 (※1) (資産の増加)	雑収入	1960.2万円 (利益の発生)

(※1) 年金現価率を9.801とした場合 200万円×9.801=1960.2万円

- ②第1回目の収入保障年金については、①の資産計上額を年金受取回数で除した金額を取り崩し、収入保障年金との差額を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

収入保障年金200万円を受け取った場合

借 方		貸 方	
現金・預金	200万円 (資産の増加)	未収金	196.02万円 (※2) (資産の減少)
		雑収入	3.98万円 (利益の発生)

(※2) 1960.2万円÷10回=196.02万円

イ. 翌年以降

収入保障年金を受け取るつど、前記「●受け取る年金の未払年金現価を一括して益金に算入する方法 ア. 被保険者死亡時 ②」と同様の経理処理を行ってください。

(注) 年金の一部を一時金化して受け取った場合は、一時金として受け取る金額に関わらず、全額を一時金化した場合の金額(未払年金現価)を雑収入として益金に算入し、一時金化した部分を減じた金額を未収金として資産に計上します。以降、年金を受け取るつど、未収金として資産計上されている金額を年金受取回数で除した金額を取り崩し、収入保障年金との差額を雑収入として益金に算入してください。

(2) 受け取った収入保障年金を遺族年金等として支払った場合の経理処理

受け取った収入保障年金を遺族年金等として支払った場合、支払ったつど損金に算入します。ただし役員の遺族年金の場合には、退職金・遺族年金の合計金額が不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

遺族年金として200万円を支払った場合

借 方		貸 方	
遺族年金	200万円 (損失の発生)	現金・預金	200万円 (資産の減少)

(注) 高度障害年金受取時の経理処理については収入保障年金受取時のお取扱いと同様の処理を行ってください。

詳細4 就労不能・介護年金

(1) 就労不能・介護年金を法人が受け取った際の経理処理

毎年の就労不能・介護年金はその全額を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

就労不能・介護年金200万円を受け取った場合

借 方		貸 方	
現金・預金	200万円 (資産の増加)	雑収入	200万円 (利益の発生)

(2) 受け取った就労不能・介護年金を退職年金等として支払った場合の経理処理

受け取った就労不能・介護年金を退職年金等として被保険者に支払った場合、支払ったつど損金に算入します。ただし役員の退職年金の場合には、退職金・退職年金の合計金額が不相当に高額と認められる部分の金額については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

退職年金として200万円を支払った場合

借 方		貸 方	
退職年金	200万円 (損失の発生)	現金・預金	200万円 (資産の減少)

詳細5 就労不能・介護保険金

就労不能・介護保険金を受け取った場合、資産に計上してある生活障害終身保険特約部分の退職金保険積立金を取り崩し、受け取った就労不能・介護保険金との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している保険料が300万円の契約で就労不能・介護保険金1000万円を受け取った場合

借 方		貸 方	
現金・預金	1000万円 (資産の増加)	退職金保険積立金	300万円 (資産の減少)
		雑収入	700万円 (利益の発生)

1. 繁栄 プライムフィット

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.57

プライムフィットは、付加できる各特約に共通する基本的な契約事項について規定した基本取扱契約に、保障等を提供する特約を付加した商品です。
基本取扱契約自体には保障がないため、特約部分のみの経理処理となります。

b. 配当金

P.4「プライムフィットb. 配当金」の欄をご参照ください。

c. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.58

プライムフィットは、付加できる各特約に共通する基本的な契約事項について規定した基本取扱契約に、保障等を提供する特約を付加した商品です。
基本取扱契約自体には保障がないため、特約部分のみの経理処理となります。

2. 繁栄 ライブワン

(注) Qパックの経理処理については、ライブワンと同様の処理となります。

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.57

ライブワンは、保険ファンドを主契約とし、各種の特約を付加した商品です。

契約者から払い込まれた保険料は、保険ファンドに充当される部分と各種特約に充当される部分とに区分されます。

保険ファンドは積立金としての特性があるため、保険料はその全額を報酬・給与の上積みとして損金に算入します。

ただし、被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみときは、当該役員または部課長等に対する給与となります。

なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

〔仕訳例〕(※)

保険料10万円（うち保険ファンド部分3万円、定期保険特約(18)部分7万円）を払い込んだ場合

借 方	貸 方
給 与 3万円 (損失の発生)	現金・預金 10万円 (資産の減少)
福利厚生費 7万円 (損失の発生)	

なお、保険ファンドは将来の終身保障への移行原資として活用できる他、特約保険料への充当を行うなどの機能があります。

●払込保険料を変更した場合

ライブワンでは、ご契約後所定の時期に、払込保険料を変更することができます。(当社所定の条件を満たすことが必要です。)

上記〔仕訳例〕(※)の前提となっているご契約例をもとに、特約の保障内容を変更しないままで、定期保険特約(18)部分の保険料7万円のうち、毎回のお払込保険料を6万円に変更した場合には、保険ファンドから1万円が福利厚生費として振り替えられますので、次のような経理処理となります。

〔仕訳例〕

定期保険特約(18)部分保険料7万円のうち、6万円を払い込み、残り1万円を保険ファンドから振り替えた場合

借 方	貸 方
福利厚生費 7万円 (損失の発生)	現金・預金 6万円 (資産の減少)
	雑収入 1万円 (利益の発生)

●特約保険料を保険ファンドから全額振り替えた場合

ライブワンでは、保険料の払込みを停止し、特約保険料を保険ファンドから全額振り替えることも可能です。(当社所定の条件を満たすことが必要です。)

〔仕訳例〕

保険料の払込みを停止し、定期保険特約(18)部分保険料7万円の全額を保険ファンドから振り替えた場合

借 方	貸 方
福利厚生費 7万円 (損失の発生)	雑収入 7万円 (利益の発生)

なお、保険料のお払込期日経過後の猶予期間中にも保険料の払込みがない場合には、保険ファンドから保険料を振り替える制度があります。

この場合にも、〔仕訳例〕(※)の貸方を雑収入とした経理処理となります。

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

●一時投入保険料の経理処理

一時投入保険料は、定期的に払い込む場合と同様、給与として処理します。

〔仕訳例〕

一時投入保険料10万円を
払い込んだ場合

借 方	貸 方
給 与 10万円 (損失の発生)	現金・預金 10万円 (資産の減少)

b. 配当金

P.4「プライムフィットb. 配当金」の欄をご参照ください。

c. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.58

死亡保険金等の一時金

死亡保険金等の一時金は役員・従業員の遺族に支払われるため、死亡保険金等の一時金に関して法人の経理処理は必要ありません。ただし、資産に計上してある配当金（預け金）の残りがある場合は、これを取り崩し、雑損失として処理してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している預け金の残高が
20万円の契約で役員・従業員の遺族
が死亡保険金を受け取った場合

借 方	貸 方
雑損失 20万円 (損失の発生)	預け金 20万円 (資産の減少)

d. 保険ファンドの取崩し

保険ファンドからは、当社所定の範囲内で随時積立金の一部取崩しが可能です。この場合の経理処理としては、一部取崩しによる受取額を雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

保険ファンドから、一部取崩しにより
60万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 60万円 (資産の増加)	雑収入 60万円 (利益の発生)

e. 終身保障への移行時のお取扱い

この場合、法人の経理処理は必要ありません。

f. (夫婦) 年金への移行時のお取扱い

この場合、法人の経理処理は必要ありません。

3. 終身保険

(繁栄 終身保険、繁栄 スミセイのかんたん告知終身保険90、
繁栄 バラ色人生、繁栄 バリューケア)

厚生保険
契約形態について P.2

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.57

保険料は報酬・給与の上積みとして損金に算入します。

ただし、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

保険料10万円を払い込んだ場合

借 方	貸 方
給 与 10万円 (損失の発生)	現金・預金 10万円 (資産の減少)

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

b. 配当金 (繁栄 バラ色人生、繁栄 バリューケアは除きます)

P.4「プライムフィットb. 配当金」の欄をご参照ください。

c. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.58

(1) 死亡保険金等の一時金

死亡保険金は役員・従業員の遺族に支払われるため、これらの保険金に関して法人の経理処理は必要ありません。ただし、資産に計上してある配当金（預け金）の残риがある場合は、これを取り崩し、雑損失として処理してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している預け金の残高が
20万円の契約で役員・従業員の遺族
が死亡保険金を受け取った場合

借 方	貸 方
雑損失 20万円 (損失の発生)	預け金 20万円 (資産の減少)

(注) 高度障害保険金受取時の経理処理については、死亡保険金受取時のお取扱いと同様の処理を行ってください。

(2) 介護保険金

介護保険金は役員・従業員に支払われるため、これらの保険金に関して法人の経理処理は必要ありません。ただし、資産に計上してある配当金（預け金）の残リがある場合は、これを取り崩し、雑損失として処理してください。

4. 繁栄 スミセイの認知症保険

厚生保険
契約形態について P.2

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.57

スミセイの認知症保険は、付加できる各特約に共通する基本的な契約事項について規定した基本取扱契約または保険ファンドに、認知症保障を提供する特定認知症状態保障特約を付加した商品です。

基本取扱契約の場合は、基本取扱契約自体に保障がないため、特定認知症状態保障特約部分のみの経理処理となります。

保険ファンドの場合は、P.34「ライブワン a. 保険料」の欄をご参照ください。

b. 配当金

P.4「プライムフィット b. 配当金」の欄をご参照ください。

c. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.58

スミセイの認知症保険は、付加できる各特約に共通する基本的な契約事項について規定した基本取扱契約または保険ファンドに、認知症保障を提供する特定認知症状態保障特約を付加した商品です。

基本取扱契約の場合は、基本取扱契約自体には保障がないため、特定認知症状態保険金のみの経理処理となります。

保険ファンドの場合は、P.35「ライブワン c. 保険金等」の欄をご参照ください。

5. 定期保険

(繁栄 エンブレムGP)

保険期間中の最高解約返戻率に応じて、4段階（「50%以下」「50%超70%以下」「70%超85%以下」「85%超」）で区分され、資産計上割合など税務のお取扱いが異なります。

契約内容の変更等で最高解約返戻率が変わった場合、税務のお取扱いが変わることがあります。

なお、本文中に記載の以下の文言は次のように計算します。

- 解約返戻率 = 解約返戻金額 ÷ 支払保険料の累計額（保険期間を通じて最も高い解約返戻率を最高解約返戻率といいます。）
- 年換算保険料相当額 = 保険料 × 保険料払込期間 ÷ 保険期間

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.57

法人が役員・従業員に対して負担した保険料は所定の金額を福利厚生費として損金に算入します。ただし、被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみときは、保険料の全額が当該役員または部課長等に対する給与となります。

なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

(1) 全期払い（被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみでない場合）

●最高解約返戻率50%以下の場合

保険料の全額を損金に算入します。

〔各例の前提〕

40歳契約 98歳満了

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

借 方		貸 方	
福利厚生費	120万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)

●最高解約返戻率50%超70%以下となる場合

〔各例の前提〕

40歳契約 98歳満了

ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間

保険料の40/100を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<23年2か月間>

借 方		貸 方	
福利厚生費	72万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
前払費用	48万円 (資産の増加)		

イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間

保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<20年4か月間>

借 方	貸 方
福利厚生費 120万円 (損失の発生)	現金・預金 120万円 (資産の減少)

ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間

保険料の全額を損金に算入します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<14年6か月間>

借 方	貸 方
福利厚生費 196.6万円 (損失の発生)	現金・預金 120万円 (資産の減少) 前払費用 76.6万円 (※) (資産の減少)

(※) 前払費用は期間の経過に応じて取り崩す経理処理をします。

- ・既に資産に計上している金額48万円×23年2か月間＝1112万円
- ・期間の経過に応じて取り崩す金額1112万円÷14年6か月間＝約76.6万円

* 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

(注) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%超70%以下のもの（契約日が2019年7月8日以降に限る）」に対する年換算保険料相当額が30万円以下の場合、保険料の全額を損金に算入します。

●最高解約返戻率70%超85%以下となる場合

〔各例の前提〕

40歳契約 98歳満了

ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間

保険料の60/100を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<23年2か月間>

借 方	貸 方
福利厚生費 48万円 (損失の発生) 前払費用 72万円 (資産の増加)	現金・預金 120万円 (資産の減少)

イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間

保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<20年4か月間>

借 方		貸 方	
福利厚生費	120万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)

ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間

保険料の全額を損金に算入します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<14年6か月間>

借 方		貸 方	
福利厚生費	235.0万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
		前払費用	115.0万円 (※1) (資産の減少)

(※1) 前払費用は期間の経過に応じて取り崩す経理処理をします。

- ・既に資産に計上している金額72万円×23年2か月間=1668万円
- ・期間の経過に応じて取り崩す金額1668万円÷14年6か月間=約115.0万円

* 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

●最高解約返戻率85%超となる場合

〔各例の前提〕

40歳契約 98歳満了 60歳時に最高解約返戻率(100%)到達、76歳まで解約返戻金の増加割合が70%を超え、87歳時に最高解約返戻金額となる場合

ア. ご契約時から最高解約返戻率となるまでの期間または年換算保険料相当額に対する解約返戻金の増加割合が70%を超える期間 (資産計上期間)

①ご契約当初10年間

「保険料×最高解約返戻率×90%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<ご契約当初10年間>

借 方		貸 方	
福利厚生費	12万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
前払費用	108万円 (※2) (資産の増加)		

(※2) 保険料120万円×最高解約返戻率100%×0.9=108万円

②ご契約11年目から

「保険料×最高解約返戻率×70%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<ご契約11年目から（26年間）>

借 方		貸 方	
福利厚生費	36万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
前払費用	84万円(※3) (資産の増加)		

(※3) 保険料120万円×最高解約返戻率100%×0.7=84万円

*資産計上額は「保険料」を上限とし、損金算入額がマイナスにならないようにします。

*資産計上期間が5年未満となる場合は保険期間開始日から5年を経過する日まで、また、保険期間が10年未満の場合は、保険期間の50/100を経過する日までとします。

イ. 資産計上期間経過後から解約返戻金額が最も高くなる期間まで

保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<11年間>

借 方		貸 方	
福利厚生費	120万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)

ウ. 解約返戻金額が最も高くなる期間経過後から保険期間終了まで

保険料の全額を損金に算入します。また、資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料120万円を
払い込んだ場合

<11年間>

借 方		貸 方	
福利厚生費	416.7万円 (損失の発生)	現金・預金	120万円 (資産の減少)
		前払費用	296.7万円(※4) (資産の減少)

(※4) 前払費用は期間の経過に応じて取り崩す経理処理をします。

• 既に資産に計上している金額は3264万円

(108万円×10年間=1080万円、84万円×26年間=2184万円)

• 期間の経過に応じて取り崩す金額3264万円÷11年間=約296.7万円

(2) 短期払い (被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみでない場合)

「当期分保険料」 = 保険料 × 保険料払込期間 ÷ 保険期間

●最高解約返戻率50%以下の場合

①保険料払込期間中

保険料のうち「当期分保険料」を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

②保険料払込期間満了後から保険期間満了まで

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。

●最高解約返戻率50%超70%以下となる場合

下記は、ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間中に保険料払込期間満了を迎える場合について示しています。

ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間

①保険料払込期間中

保険料のうち「当期分保険料」の60/100を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

②保険料払込期間満了後

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」の60/100を取り崩し、損金に算入します。

イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。

ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間

資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

* 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

(注) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%超70%以下のもの(契約日が2019年7月8日以降に限る)」に対する年換算保険料相当額が30万円以下の場合、以下のようなお取扱いとなります。

①保険料払込期間中

保険料のうち「当期分保険料」を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

②保険料払込期間満了後から保険期間満了まで

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。

●最高解約返戻率70%超85%以下となる場合

下記は、ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間中に保険料払込期間満了を迎える場合について示しています。

ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間

①保険料払込期間中

保険料のうち「当期分保険料」の40/100を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

②保険料払込期間満了後

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」の40/100を取り崩し、損金に算入します。

イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間

資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。

ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間

資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

* 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月末満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

●最高解約返戻率85%超となる場合

[各例の前提]

40歳契約 60歳保険料払込期間満了 98歳保険期間満了 82歳時に最高解約返戻率（110%）到達かつ最高解約返戻金額となる場合

資産計上期間中のご契約11年目以降に保険料払込期間満了を迎える場合について示しています。

ア. ご契約時から最高解約返戻率となるまでの期間または年換算保険料相当額に対する解約返戻金の増加割合が70%を超える期間（資産計上期間）

①ご契約当初10年間

「当期分保険料」のうち、「当期分保険料×最高解約返戻率×90%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

また、保険料と「当期分保険料」の差額を前払費用として資産に計上します。

[仕訳例]

年1回払 保険料174万円を
払い込んだ場合

<ご契約当初10年間>

借 方		貸 方	
福利厚生費	0.6万円 (損失の発生)	現金・預金	174万円 (資産の減少)
前払費用	173.4万円 (※) (資産の増加)		

(※) 当期分保険料 (174万円×20年÷58年=60万円) ×最高解約返戻率110%×0.9=59.4万円
59.4万円+ (174万円-60万円) =173.4万円

- ②ご契約11年目から保険料払込期間満了まで
「当期分保険料」のうち、「当期分保険料×最高解約返戻率×70%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。
また、保険料と「当期分保険料」の差額を前払費用として資産に計上します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料174万円を
払い込んだ場合

<ご契約11年目から保険料払込期間満了まで（10年間）>

借 方		貸 方	
福利厚生費	13.8万円 (損失の発生)	現金・預金	174万円 (資産の減少)
前払費用	160.2万円 (※1) (資産の増加)		

(※1) 当期分保険料×最高解約返戻率110%×0.7=46.2万円
46.2万円+ (174万円-60万円) = 160.2万円

- ③保険料払込期間満了後
資産に計上した前払費用から「当期分保険料」と「当期分保険料×最高解約返戻率×70%」の差額を取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料174万円を
払い込んだ場合

<保険料払込期間満了後（22年間）>

借 方		貸 方	
福利厚生費	13.8万円 (損失の発生)	前払費用	13.8万円 (資産の減少)

*資産計上額は「保険料」を上限とし、損金算入額がマイナスにならないようにします。

*資産計上期間が5年未満となる場合は保険期間開始日から5年を経過する日まで、また、保険期間が10年未満の場合は、保険期間の50/100を経過する日までとします。

イ. 資産計上期間経過後から解約返戻金額が最も高くなる期間まで

*資産計上期間とご契約時から解約返戻金額が最も高くなるまでの期間は一致することから「資産計上期間経過後から解約返戻金額が最も高くなる期間」はありません。

ウ. 解約返戻金額が最も高くなる期間経過後から保険期間終了まで

資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

〔仕訳例〕

年1回払 保険料174万円を
払い込んだ場合

<16年間>

借 方		貸 方	
福利厚生費	189.5万円 (損失の発生)	前払費用	189.5万円 (※2) (資産の減少)

(※2) 前払費用は期間の経過に応じて取り崩す経理処理をします。

・既に資産に計上している金額

173.4万円×10年+160.2万円×10年=3336万円

・期間の経過に応じて取り崩す金額

(3336万円-13.8万円×22年)÷16年=約189.5万円

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

b. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.58

死亡保険金等の一時金

死亡保険金等の一時金を役員・従業員の遺族が受け取る場合で、法人が資産に計上している前払費用がある場合には、これを取り崩し、雑損失として処理してください。(資産に計上している前払費用がない場合には法人の経理処理は必要ありません。)

〔仕訳例〕

資産に計上している前払費用の残高が
100万円で役員・従業員の遺族が死亡
保険金を受け取った場合

借 方		貸 方	
雑損失	100万円	前払費用	100万円
(損失の発生)		(資産の減少)	

(注) 高度障害保険金受取時の経理処理については、死亡保険金受取時のお取扱いと同様の処理を行ってください。

6. 繁栄 自由保険

厚生保険
契約形態について P.2

満期保険金受取人は役員・従業員または法人となります。

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.57

●満期保険金受取人＝役員・従業員の場合

法人が役員・従業員に対して負担した保険料は、報酬・給与の上積みとして損金に算入します。

なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

保険料10万円を払い込んだ場合

借 方	貸 方
給 与 10万円 (損失の発生)	現金・預金 10万円 (資産の減少)

●満期保険金受取人＝法人の場合

保険料の1/2は退職金保険積立金として資産に計上し、残りの1/2は福利厚生費として損金に算入します。ただし、被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみときは、当該役員または部課長等に対する給与となります。

なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

保険料10万円を払い込んだ場合

借 方	貸 方
退職金保険積立金 5万円 (資産の増加)	現金・預金 10万円 (資産の減少)
福利厚生費 5万円 (損失の発生)	

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

b. 配当金

P.4「プライムフィットb. 配当金」の欄をご参照ください。

C. 保険金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.58

(1) 死亡保険金等の一時金

●満期保険金受取人＝役員・従業員の場合

死亡保険金等の一時金は役員・従業員の遺族に支払われるため、死亡保険金等の一時金に関して法人の経理処理は必要ありません。ただし、資産に計上してある配当金（預け金）の残りがある場合は、これを取り崩し、雑損失として処理してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している預け金の残高が20万円の契約で役員・従業員の遺族が死亡保険金を受け取った場合

借 方		貸 方	
雑損失	20万円 (損失の発生)	預け金	20万円 (資産の減少)

●満期保険金受取人＝法人の場合

死亡保険金等の一時金は役員・従業員の遺族に支払われるため、資産に計上してある退職金保険積立金と配当金（預け金）を取り崩し、雑損失として処理してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している退職金保険積立金が100万円、預け金の残高が20万円の契約で役員・従業員の遺族が死亡保険金を受け取った場合

借 方		貸 方	
雑損失	120万円 (損失の発生)	退職金保険積立金	100万円 (資産の減少)
		預け金	20万円 (資産の減少)

(注) 高度障害保険金受取時の経理処理については、死亡保険金受取時のお取扱いと同様の処理を行ってください。

(2) 満期保険金

●満期保険金受取人＝役員・従業員の場合

満期保険金は役員・従業員に支払われるため、満期保険金に関して法人の経理処理は必要ありません。ただし、資産に計上してある配当金（預け金）の残りがある場合は、これを取り崩し、雑損失として処理してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している預け金の残高が20万円の契約で役員・従業員が満期保険金を受け取った場合

借 方		貸 方	
雑損失	20万円 (損失の発生)	預け金	20万円 (資産の減少)

●満期保険金受取人＝法人の場合

満期保険金を受け取った場合、資産に計上してある退職金保険積立金を取り崩し、受け取った満期保険金との差額は雑収入として益金に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している保険料が400万円の契約で満期保険金1000万円を受け取った場合

借 方	貸 方
現金・預金 1000万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 400万円 (資産の減少) 雑収入 600万円 (利益の発生)

〈ご注意〉福利厚生目的の趣旨に沿ってご加入ください。

下記のような場合、福利厚生制度目的から逸脱した保険加入となり、所轄の国税局・税務署から税制面の優遇（主契約部分の保険料の1/2損金算入）を否認されることがありますのでご注意ください。

- ①意図的にある事業年度だけ多額の損金算入を狙いとして、早期の解約、払済保険への変更を前提としている場合
- ②従業員に、本契約加入の周知徹底がなされていない場合

(注) 死亡保険金受取人に代わり、死亡時支払金受取人（一部特約を付加された場合は特約死亡保険金受取人）となります。

a. 保険料

特約部分の保険料の経理処理 P.57

(1) 定期タイプ・終身タイプ（終身払い）

福利厚生費として保険料の全額を損金に算入します。

ただし、被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみのときは、当該役員または部課長等に対する給与となります。

なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

保険料10万円を払い込んだ場合

借 方		貸 方	
福利厚生費	10万円	現金・預金	10万円
(損失の発生)		(資産の減少)	

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

(2) 終身タイプ (有期払い)

「当期分保険料」を福利厚生費として損金に算入し、残りの保険料を前払費用として資産に計上します。保険料払込期間満了後は、資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。(※1)ただし、被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみのときは、保険料の全額が当該役員または部課長等に対する給与となります。

なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

「当期分保険料」 = 保険料 × 保険料払込期間 ÷ 保険期間

(注) 保険期間開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。

(※1) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険または第三分野保険 (ごく少額の払戻金のある契約を含む) (契約日が2019年10月8日以降に限る)」に対する当該事業年度に支払った保険料が30万円以下の場合は、保険料の全額を損金に算入します。

〔仕訳例〕

40歳契約 60歳払込満了
保険期間 終身 年1回払
保険料38万円を払い込んだ場合

<ご契約時から保険料払込期間 (20年間) >

借 方		貸 方	
福利厚生費	10万円 (※2) (損失の発生)	現金・預金	38万円 (資産の減少)
前払費用	28万円 (資産の増加)		

(※2) 38万円×20年÷(116歳-40歳) = 10万円

<保険料払込期間満了後>

借 方		貸 方	
福利厚生費	10万円 (損失の発生)	前払費用	10万円 (資産の減少)

(注) 保険料の払込免除となった場合、以後の保険料の経理処理は不要となります。

b. 配当金

P.4「プライムフィット b. 配当金」の欄をご参照ください。

c. 給付金等

特約部分の保険金等の経理処理 P.58

役員・従業員に直接支払われるため法人の経理処理は必要ありません。

8. 個人年金保険

(繁栄 たのしみワンダフル、繁栄 新たのしみ年金)

厚生保険
契約形態について P.2

年金受取人は被保険者または法人となります。

a. 保険料

●年金受取人＝被保険者の場合

法人が役員・従業員に対して負担した年金部分の保険料は、報酬・給与の上積みとして損金に算入します。なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

〔仕訳例〕

年金部分の保険料10万円を
払い込んだ場合

借 方		貸 方	
給 与	10万円 (損失の発生)	現金・預金	10万円 (資産の減少)

●年金受取人＝法人の場合

年金部分の保険料の90%は退職年金積立金として資産に計上し、残りの10%は福利厚生費として損金に算入します。

ただし、被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみときは、福利厚生費ではなく当該役員または部課長等に対する給与となります。なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

ア. 全期払い（被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみでない場合）

〔仕訳例〕

年金部分の年1回払保険料10万円を
払い込んだ場合

借 方		貸 方	
退職年金積立金	9万円 (資産の増加)	現金・預金	10万円 (資産の減少)
福利厚生費	1万円 (損失の発生)		

イ. 短期払い（被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみでない場合）

①保険料払込期間中

保険料の90%を退職年金積立金として資産に計上します。

保険料の10%のうち、その額に「保険料払込期間／（保険料払込期間＋据置期間）」を乗じた額を福利厚生費として損金に算入し、残りの金額を前払費用として資産に計上します。

②据置期間中

保険料払込期間中に資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

* 契約月が事業年度の中途である場合、福利厚生費について、「保険加入した事業年度」「保険料払込満了時点を含む事業年度」「年金支払開始時点を含む事業年度」は、それぞれ当該事業年度に対応する額（月数分）のみを経理処理してください。

〔仕訳例〕

保険料払込期間10年、据置期間15年、年金部分の年1回払保険料10万円を払い込んだ場合（契約日は1月1日、年1回3月末決算の場合）

①保険料払込期間中

<保険加入した事業年度>

借 方	貸 方
退職年金積立金 9万円 (資産の増加)	現金・預金 10万円 (資産の減少)
福利厚生費 0.1万円(※1) (損失の発生)	
前払費用 0.9万円(※2) (資産の増加)	

(※1) $10万円 \times 10\% \times (10年/25年) \times (3か月/12か月) = 0.1万円$

(※2) $10万円 \times 10\% - 0.1万円 = 0.9万円$

<保険加入した翌事業年度以降>

借 方	貸 方
退職年金積立金 9万円 (資産の増加)	現金・預金 10万円 (資産の減少)
福利厚生費 0.4万円(※3) (損失の発生)	
前払費用 0.6万円(※4) (資産の増加)	

(※3) $10万円 \times 10\% \times (10年/25年) = 0.4万円$

(※4) $10万円 \times 10\% - 0.4万円 = 0.6万円$

<保険料払込満了時点を含む事業年度>

借 方	貸 方
福利厚生費 0.3万円(※5) (損失の発生)	前払費用 0.3万円 (資産の減少)

(※5) $10万円 \times 10\% \times (10年/25年) \times (9か月/12か月) = 0.3万円$

②据置期間中

<保険料払込期間満了時点を含む事業年度>

借 方	貸 方
福利厚生費 0.1万円 (※6) (損失の発生)	前払費用 0.1万円 (資産の減少)

(※6) $0.6\text{万円} \times 10\text{年} \div 15\text{年} \times (3\text{か月}/12\text{か月}) = 0.1\text{万円}$

<保険料払込期間満了時点を含む事業年度の翌事業年度以降>

借 方	貸 方
福利厚生費 0.4万円 (※7) (損失の発生)	前払費用 0.4万円 (資産の減少)

(※7) $0.6\text{万円} \times 10\text{年} \div 15\text{年} = 0.4\text{万円}$

<年金支払開始時点を含む事業年度>

借 方	貸 方
福利厚生費 0.3万円 (※8) (損失の発生)	前払費用 0.3万円 (資産の減少)

(※8) $0.6\text{万円} \times 10\text{年} \div 15\text{年} \times (9\text{か月}/12\text{か月}) = 0.3\text{万円}$

ウ. 被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみの場合

保険料の90%を退職年金積立金として資産に計上し、残りの保険料の10%は給与としてください。

{仕訳例}

年金部分の年1回払保険料
10万円を払い込んだ場合

借 方	貸 方
退職年金積立金 9万円 (資産の増加) 給 与 1万円 (損失の発生)	現金・預金 10万円 (資産の減少)

なお、被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

b. 配当金

●年金受取人＝被保険者の場合

ア. 年金支払開始日前の配当金

P.25「個人年金保険b. 配当金（1）年金支払開始日前の配当金」と同様の処理を行います。ただし、法人と被保険者との契約により配当金を年金支払開始日まで積み立てる場合には、益金に算入しないこともできます。

イ. 年金支払開始日および年金支払開始日以後に支払われる配当金

年金支払開始日以後の配当金は、年金受取人である役員・従業員に支払われるため、法人の経理処理は必要ありません。

●年金受取人＝法人の場合

P.25「個人年金保険b. 配当金」と同様の処理を行います。

c. 保険金等

死亡保険金等の一時金

●年金受取人＝被保険者の場合

死亡保険金等の一時金は役員・従業員の遺族に支払われるため、それまでに資産に計上してある配当金（預け金）を取り崩し、雑損失として損金に算入してください。

〔仕訳例〕

積立配当金が20万円である年金契約が年金支払開始日前に被保険者の死亡により消滅した場合

借 方	貸 方
雑損失 20万円 (損失の発生)	預け金 20万円 (資産の減少)

●年金受取人＝法人の場合

死亡保険金等の一時金は役員・従業員の遺族に支払われるため、それまで資産に計上してある退職年金積立金、前払費用、預け金を取り崩し、雑損失として損金に算入してください。

〔仕訳例〕

資産に計上してある退職年金積立金が250万円、前払費用が50万円、預け金が100万円の契約で被保険者の遺族が死亡給付金を受け取った場合

借 方	貸 方
雑損失 400万円 (損失の発生)	退職年金積立金 250万円 (資産の減少) 前払費用 50万円 (資産の減少) 預け金 100万円 (資産の減少)

d. 年金

●年金受取人＝被保険者の場合

年金は役員・従業員に支払われるため、年金に関して法人の経理処理は必要ありません。ただし、資産に計上してある配当金（預け金）の残りがある場合は、年金が開始した時にこれを取り崩し、雑損失として処理してください。

〔仕訳例〕

資産に計上している積立配当金の残高が20万円の契約で年金が開始した時の経理処理

借 方		貸 方	
雑損失	20万円	預け金	20万円
(損失の発生)		(資産の減少)	

●年金受取人＝法人の場合

P.27 「個人年金保険 d. 年金」と同様の処理を行います。

e. 年金総額保証付終身年金で被保険者が死亡した場合

（注）年金受取人＝法人の場合のみのお取扱いです。

P.28 「個人年金保険 e. 年金総額保証付終身年金で被保険者が死亡した場合」と同様の処理を行います。

9. 各種特約

a. 保険料

特約部分保険料の経理処理は以下のとおりとなります。

特 約	経理処理
定期保険特約(18)	福利厚生費として全額を損金に算入します。(※1)(※2)
収入保障特約(18)	
生活障害収入保障特約(23)	
生活障害終身保険特約	給与として全額を損金に算入します。(※2)
生活障害保障充実特約(23)	福利厚生費として全額を損金に算入します。(※1)(※2)
継続入院収入サポート特約	
認知症保障特約	
特定認知症状態保障特約	
特定重度生活習慣病保障特約	
災害・疾病関係特約(定期タイプ)	
災害・疾病関係特約(終身タイプ・終身払い)	
災害・疾病関係特約(終身タイプ・有期払い)	【詳細1】のお取り扱いとなります。(※1)(※2)
保険料払込免除特約(15)	保険料払込免除特約(15)を付加した保険料をもとに、保険料払込免除特約(15)を付加しない場合と同様の経理処理を行います。

- (※1) 被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみのときは、当該役員または部課長等に対する給与となります。
- (※2) 被保険者が役員の場合には、給与とされる保険料は他に支給される役員報酬と合算し、その金額が不相当に高額であると認められる部分については損金に算入できません。

【詳細1】 災害・疾病関係特約(終身タイプ・有期払い)

福利厚生費として「当期分保険料」を損金に算入し、残りの保険料を前払費用として資産に計上します。保険料払込期間満了後は、資産に計上した前払費用から「当期分保険料」を取り崩し、損金に算入します。(※3)

「当期分保険料」= 保険料×保険料払込期間÷保険期間

(注) 保険期間開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。

- (※3) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険または第三分野保険(ごく少額の払戻金のある契約を含む)(契約日が2019年10月8日以降に限る)」に対する当該事業年度に支払った保険料が30万円以下の場合は、保険料の全額を損金に算入します。

b. 保険金・給付金等

保険金・給付金等を受け取った際の経理処理は以下のとおりとなります。

保険金・給付金等	経理処理
(災害) 死亡保険金、災害保険金、 (災害) 高度障害保険金	役員・従業員の遺族に直接支払われるため、法人の経理処理は必要ありません。
収入保障年金、高度障害年金	* 資産に計上してある配当金(預け金)の残りの場合は、これを取り崩し、雑損失として処理してください。
就労不能・介護年金	役員・従業員に直接支払われるため、法人の経理処理は必要ありません。 * 支払いにより保険契約が消滅し、資産に計上してある配当金(預け金)の残りの場合は、これを取り崩し、雑損失として処理してください。
就労不能・介護保険金	
就労不能・介護保障充実給付金	
継続入院給付金	
特定障害給付金	
認知症保険金、軽度認知障害給付金	
特定認知症状態保険金	
特定重度生活習慣病保険金	
がん診断保険金、がん一時給付金、 心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金	
入院給付金、手術給付金等(※4)	役員・従業員に直接支払われるため、法人の経理処理は必要ありません。
リビング・ニーズ保険金	リビング・ニーズ保険金を役員・従業員が受け取る場合、法人が資産に計上している前払費用がある場合、資産に計上している前払費用を、死亡保険金に対するリビング・ニーズ保険金のご請求額の割合で取り崩し、雑損失として処理してください。 * 資産に計上している前払費用がない場合には法人の経理処理は必要ありません。 * 当該役員・従業員が受け取ったリビング・ニーズ保険金は所得税法上非課税となります。

(※4) 災害入院給付金、疾病入院給付金、放射線治療給付金、入院保障充実給付金、成人病入院給付金、女性疾病入院給付金、がん入院給付金、手術給付金、がん薬物治療給付金、先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養保障充実給付金、運動器損傷給付金、顔面損傷給付金、障害給付金

前納保険料のお取扱い

保険料を前納された場合、初年度保険料は保険種類に応じて経理処理を行ってください。翌年度以降の未経過保険料については、前払費用として資産に計上し、契約応当日が到来する毎に年1回払保険料相当額を前払費用から取り崩した上で経理処理を行ってください。

また、前納保険料の運用益（現行年0.06%）を毎年の契約応当日に雑収入として経理処理してください。

〔仕訳例〕

契約者=法人
死亡保険金受取人=法人

- ・プライムフィット（定期保険特約(18)付加）を5年前納した場合
- ・年1回払保険料 150万円
- ・契約日12月1日、年1回3月末決算
- ・前納保険料 749.1万円

<初年度>

事業年度内の実際に経過した月数分のみを経理処理します。

借 方		貸 方	
保険料	50万円（※1） （損失の発生）	現金・預金	749.1万円 （資産の減少）
前払費用	699.1万円 （資産の増加）		

（※1）150万円×（4か月/12か月）=50万円

<翌年の契約応当日>

〔運用益の経理処理〕

借 方		貸 方	
前払費用	3,594円（※2） （資産の増加）	雑収入	3,594円 （利益の発生）

（※2）運用益は前納した保険料の残高を元に計算します。（現行年0.06%）
2年目の運用益：（749.1万円+0円（※3）-150万円）×0.06%=3,594円

<ご参考>

3年目の運用益は以下のとおりとなります。

（599.1万円+3,594円（※3）-150万円）×0.06%=2,696円

（※3）前年から繰り越された運用益です。

〔保険料の経理処理〕

借 方		貸 方	
保険料	150万円 （損失の発生）	前払費用	150万円 （資産の減少）

<最終年度の契約応当日>

事業年度内の実際に経過した月数分のみを取り崩します。

借 方		貸 方	
保険料	100万円（※4） （損失の発生）	前払費用	100万円 （資産の減少）

（※4）150万円×（8か月/12か月）=100万円

(新) 特別条件特約の保険料のお取扱い

●新特別条件特約が付加された場合

新特別条件特約の保険料は、新特別条件特約が付加された主契約・特約と同様に経理処理してください。

〔仕訳例〕

契約者=法人、死亡保険金受取人=法人の場合で、以下の保険料を払い込んだとき

- ・終身保険部分の新特別条件特約の保険料 1万円
- ・定期保険特約(18)部分の新特別条件特約の保険料 3万円

借 方		貸 方	
退職金保険積立金	1万円	現金・預金	4万円
(資産の増加)		(資産の減少)	
保険料	3万円		
(損失の発生)			

〔仕訳例〕

契約者=法人、死亡保険金受取人=被保険者の遺族の場合で、以下の保険料を払い込んだとき

- ・終身保険部分の新特別条件特約の保険料 1万円
- ・定期保険特約(18)部分の新特別条件特約の保険料 3万円

借 方		貸 方	
給 与	1万円	現金・預金	4万円
(損失の発生)		(資産の減少)	
福利厚生費	3万円 (※5)		
(損失の発生)			

(※5) 被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみのときは給与として処理します。

●特別条件特約が付加された場合

特別条件特約にかかる解約返戻金はないため、特別条件特約の保険料は全額を損金に算入してください。

〔仕訳例〕

契約者=法人、死亡保険金受取人=法人の場合で、特別条件特約の保険料20万円を払い込んだとき

借 方		貸 方	
保険料	20万円	現金・預金	20万円
(損失の発生)		(資産の減少)	

〔仕訳例〕

契約者=法人、死亡保険金受取人=被保険者の遺族の場合で、特別条件特約の保険料20万円を払い込んだとき

借 方		貸 方	
福利厚生費	20万円 (※6)	現金・預金	20万円
(損失の発生)		(資産の減少)	

(※6) 被保険者が役員または部課長等特定の従業員のみのときは給与として処理します。死亡保険金受取人=被保険者の遺族、満期保険金受取人=法人の自由保険のときも全額を福利厚生費(給与)として処理します。

契約者貸付を受けられた場合のお取扱い

契約者貸付を受けたときは、借入金として負債に計上してください。

〔仕訳例〕

100万円の貸付を受けた場合

借 方	貸 方
現金・預金 100万円 (資産の増加)	借入金 100万円 (負債の増加)

貸付金の返済をされないうちに、利息が元金に繰り入れられた場合、その通知を受けたときに、利息を元金に繰り入れ、負債に計上してください。

〔仕訳例〕

100万円の借入金について利息8万円が元金に繰り入れられた場合

借 方	貸 方
支払利息 8万円 (損失の発生)	借入金 8万円 (負債の増加)

契約者貸付金を返済した場合は、負債に計上していた借入金を取り崩し、返済日までの利息は損金に算入します。

〔仕訳例〕

借入金108万円および利息5万円を返済した場合

借 方	貸 方
借入金 108万円 (負債の減少)	現金・預金 113万円 (資産の減少)
支払利息 5万円 (損失の発生)	

なお、契約者貸付金を返済しないまま、死亡・満期等があった場合は、お支払いする保険金等から契約者貸付の元利金を精算した後の金額をお支払いします。

〔仕訳例〕

借入金108万円と、借入金利息5万円を精算して、死亡保険金887万円を受け取った場合。なお、この保険に係る退職金保険積立金は500万円あった。

借 方	貸 方
現金・預金 887万円 (資産の増加)	退職金保険積立金 500万円 (資産の減少)
借入金 108万円 (負債の減少)	
支払利息 5万円 (損失の発生)	
	雑収入 500万円 (利益の発生)

年金支払特約によって受け取る年金のお取扱い

年金支払特約を付加することによって、死亡保険金や満期保険金等を一時金ではなく年金で受け取ることができます。あらかじめ保険金支払事由発生前に年金支払特約を付加していた場合、受け取る年金の経理処理は、以下の2通りの方法があります。

(注) 資産計上部分がある場合は、経理処理の方法は異なります。

●毎年の年金を受け取るつど益金に算入する方法

〔仕訳例〕
年金を1000万円受け取った場合

借 方		貸 方	
現金・預金	1000万円 (資産の増加)	雑収入	1000万円 (利益の発生)

●受け取る年金の未払年金現価を一括して益金に算入する方法

〔仕訳例〕
年金1000万円を10年間受け取る場合、
第1回目および翌年以降受け取る年金の
未払年金現価を未収金として資産に計上
し、同額を雑収入として益金に算入

借 方		貸 方	
未収金	9763万円 (※) (資産の増加)	雑収入	9763万円 (利益の発生)

(※) 年金現価率を9.763とした場合 1000万円×9.763=9763万円

〔仕訳例〕
第1回目の年金については、上記の未収
金として資産に計上した額を年金受取回
数で除した金額を取崩し、年金との差額
を雑収入として益金に算入
翌年以降は、年金を受け取るつど、同様
の処理を行います。

借 方		貸 方	
現金・預金	1000万円 (資産の増加)	未収金	976.3万円 (資産の減少)
		雑収入	23.7万円 (利益の発生)

(注) 保険金支払事由発生後に年金支払特約を付加して年金を受け取ることもできますが、この場合には前記「●受け取る年金の未払年金現価を一括して益金に算入する方法」の経理処理のみとなります。

新転換制度を活用された場合のお取扱い

(1) 転換時の経理処理

ご契約の形態が以下の保険契約を同一形態で転換された場合、被転換契約（転換前のご契約）で資産に計上してある額を取り崩し、転換価格のうち振替原資に充当される部分は前払費用に、保険ファンドに充当される部分は退職金保険積立金として資産に計上します。

なお、転換価格の内訳に未収保険料が含まれている場合は、被転換契約の保険料が払い込まれたものとして経理処理します。被転換契約の資産計上額と転換価格の差額は益金または損金に算入します。

(注) 転換後契約の消滅や保険料の払込免除等によって振替原資の残額を受け取った場合、同時に受け取る保険金や解約返戻金等とあわせて現金・預金として資産に計上するとともに、資産に計上してある金額を取り崩します。受け取った振替原資の残額との差額は益金または損金に算入します。

(注) 期間がある程度経過したご契約や保障倍率が高いご契約を転換された場合、被転換契約に係る資産計上合計額よりも転換価格の方が大きいケースがあります。この場合は、益金が発生します。被転換契約が全額を損金に算入する保険種類等の場合、多額の益金が発生することがあります。

契約者＝法人

死亡保険金受取人＝法人

(自由保険等の場合 満期保険金受取人＝法人)

<例>自由保険をライブワンに転換

〔仕訳例〕

- ・被転換契約に係る資産計上額 200万円…A
- ・預け金等として資産に計上してある積立配当金 20万円…B
- ・転換価格 240万円
(うち保険ファンド部分に充当 120万円…C、
振替原資部分に充当 120万円…D)
- ・未収保険料 30万円…E

借 方		貸 方	
退職金保険積立金 120万円…C (資産の増加)		退職金保険積立金 200万円…A (資産の減少)	
前払費用 120万円…D (資産の増加)		預け金 20万円…B (資産の減少)	
保険料 30万円…E (損失の発生)		雑収入 50万円…F (利益の発生)	

A：被転換契約に係る資産計上額を取り崩します。

B：預け金等として資産に計上してある積立配当金を取り崩します。

C：転換価格のうち、保険ファンドに充当された部分は、退職金保険積立金として資産に計上します。

D：転換価格のうち、振替原資に充当された部分は、前払費用として資産に計上します。

E：被転換契約の保険料が払い込まれたものとして経理処理します。

F：差額は雑収入（雑損失）とします。

<保険証券同封の「(新) 転換制度のしくみ 生命保険料控除証明書について」のイメージ>

転換価格	2,400,000円	配当金等	B 200,000円	お立替金元利合計	円	ご契約者貸付金元利合計	円
内 主契約に充当	C 1,200,000円	当期配当金ほか	円	うち未払利息	円	うち未払利息	円
訳 振替原資に充当	D 1,200,000円						
(転換価格の内訳)							
ア. 保険料積立金 (解約返戻金あり)	2,500,000円	イ. 保険料積立金 (解約返戻金なし)	円	ウ. 配当金等	B 200,000円	エ. 未経過保険料等	円
キ. その他	円	ク. お立替金元利合計	円	ケ. 契約者貸付金元利合計	円	コ. 振替原資の残額 (解約返戻金あり)	円
				ク. 未収保険料	E 300,000円	カ. 振替原資の残額 (解約返戻金なし)	円

*実際の金額は、現物でご確認ください。

(2) 転換後の保険料の経理処理

振替原資に充当された転換価格は、保険料の一部に振り替えられ、振替期間満了時に振替原資はゼロとなります。

そのため、転換時に資産に計上した前払費用を、振替期間（※）で均等に取り崩し、取崩額と振替額の差額は雑収入として益金に算入します。

保険料（振替額を含む）については、転換後契約における主契約・特約に応じた保険料の経理処理を行います。

（※）振替期間が終身の場合、転換後契約の契約日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の振替期間とします。

<例>自由保険をライブワンに転換（振替期間10年の場合）

〔仕訳例〕

- ・ 転換後の月払保険料 12万円
（うち保険ファンド部分 2万円
…A、
定期保険特約(18)部分 10万円
…B)
- ・ 振替額 1.2万円
- ・ 転換価格 240万円
（うち保険ファンド部分に充当
120万円
振替原資部分に充当
120万円)

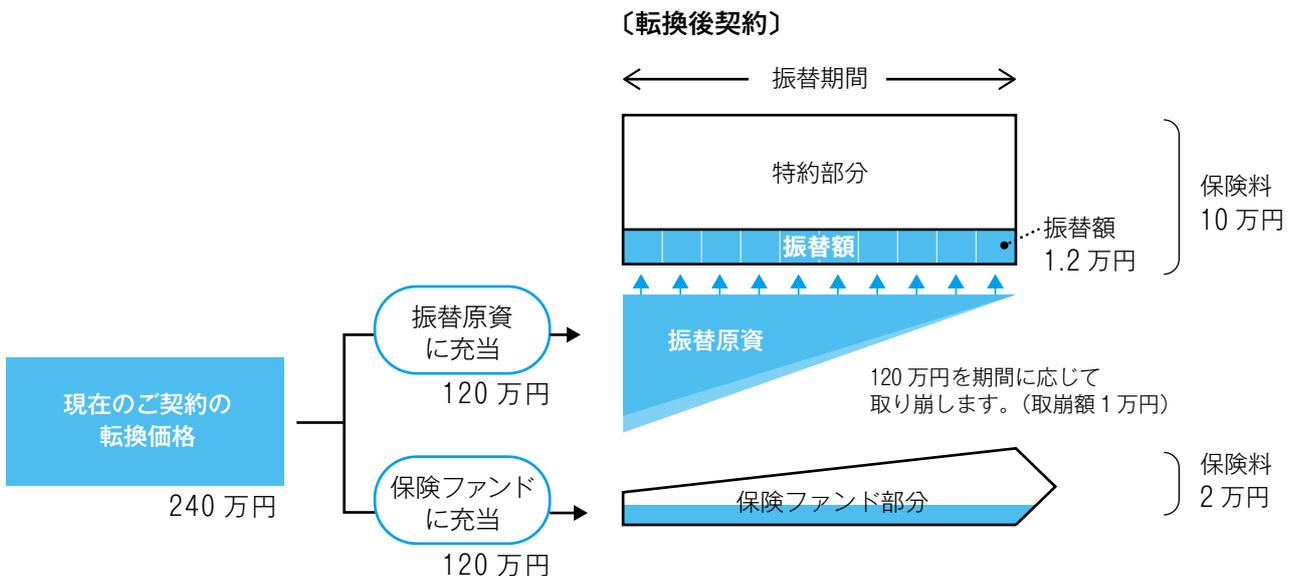
借 方	貸 方
退職金保険積立金 2万円…A （資産の増加）	現金・預金 10.8万円…C （資産の減少）
保険料 10万円…B （損失の発生）	前払費用 1万円…D （資産の減少）
	雑収入 0.2万円…E （利益の発生）

A・B：転換後契約の保険料（振替額を含む）は、主契約・特約に応じた経理処理を行います。

C：転換後契約でお払込みいただく保険料です。

D：振替原資部分に対応する前払費用は、振替期間で均等に取り崩します。
振替原資に充当した120万円÷（12か月×10年）＝1万円

E：振替額とDの取崩額の差額は、雑収入として益金に算入します。
振替額1.2万円－取崩額1万円＝0.2万円



新保障見直し制度を活用された場合のお取扱い

(1) 保障見直し時の経理処理

ご契約の形態が以下の保険契約（ライブワン等、保険ファンドが主契約となる保険契約）を同一形態で新保障見直し制度を活用された場合、保険ファンド（主契約）は継続するため、主契約に係る資産計上額は見直し後契約へ引き継ぎます。保障見直し前のご契約で特約に係る資産計上額を取り崩し、振替原資に充当される見直価格は前払費用として資産に計上します。「見直価格（解約返戻金あり）」は保険ファンドに充当することも可能です。その場合、保険ファンドに充当される部分は退職金保険積立金として資産に計上します。なお、見直価格の内訳に未収保険料が含まれている場合は、保障見直し前のご契約の保険料が払い込まれたものとして経理処理します。

保障見直し前のご契約の資産計上額と見直価格の差額は益金または損金に算入します。

(注) 保障見直し後のご契約の消滅や保険料の払込免除等によって振替原資の残額を受け取った場合、同時に受け取る保険金や解約返戻金等とあわせて現金・預金として資産に計上するとともに、資産に計上してある金額を取り崩します。受け取った振替原資の残額との差額は益金または損金に算入します。

契約者＝法人

死亡保険金（死亡給付金）受取人＝法人

<例>ライブワンの新保障見直し制度を活用（未収保険料を見直価格から充当した場合）

(仕訳例)

- ・ 保険ファンドからの充当額 100万円…A
- ・ 預け金等として資産に計上してある積立配当金 10万円…B
- ・ 見直価格 120万円（全額を振替原資部分に充当 120万円…C）
- ・ 未収保険料の内訳（保険ファンド部分10万円…D 定期保険特約(18)部分20万円…E）

借 方		貸 方	
前払費用	120万円…C (資産の増加)	退職金保険積立金	100万円…A (資産の減少)
退職金保険積立金	10万円…D (資産の増加)	預け金	10万円…B (資産の減少)
保険料	20万円…E (損失の発生)	雑収入	40万円…F (利益の発生)

- A：保険ファンド（主契約）の積立金のうち、見直価格に含めることとした金額と同額を退職金保険積立金から取り崩してください。
- B：預け金等として資産に計上してある積立配当金を取り崩します。
- C：見直価格のうち、振替原資に充当された部分は、前払費用として資産に計上します。
- D・E：保障見直し前のご契約の保険料が払い込まれたものとして経理処理します。
- F：差額は雑収入（雑損失）とします。

<保険証券同封の「(新) 保障見直し制度のしくみ 生命保険料控除証明書について」のイメージ>

見直価格	1,200,000円	配当金等	B 100,000円
内 主契約に充当	円	当期配当金ほか	円
訳 振替原資に充当	C 1,200,000円		
(見直価格の内訳)			
見直価格	ア. 保険料積立金等 (解約返戻金あり)	イ. 保険料積立金等 (解約返戻金なし)	ウ. 配当金等
1,200,000円	400,000円	円	B 100,000円
	カ. 振替原資の残額 (解約返戻金なし)	キ. その他	ク. 主契約の積立金から未収保険料への充当
	円	円	円
			ケ. 主契約の積立金から振替原資への充当
			コ. 未収保険料
			A 1,000,000円
			D+E 300,000円

*実際の金額は、現物でご確認ください。

(注) 未収保険料を保険ファンドから充当した場合、資産に計上してある退職金保険積立金を取り崩す経理処理をします。

(2) 保障見直し後の保険料の経理処理

振替原資に充当された見直価格は、保険料の一部に振り替えられ、振替期間満了時に振替原資はゼロとなります。

そのため、保障見直し時に資産に計上した前払費用を、振替期間（※）で均等に取り崩し、取崩額と振替額の差額は雑収入として益金に算入します。

保険料（振替額を含む）については、保障見直し後のご契約における主契約・特約に応じた保険料の経理処理を行います。

（※）振替期間が終身の場合、保障見直し後のご契約の保障一括見直し日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の振替期間とします。

<例> ライブワンの新保障見直し制度を活用（振替期間10年の場合）

〔仕訳例〕

- ・ 保障見直し後の月払保険料 12万円
（うち保険ファンド部分 2万円
…A、
定期保険特約(18)部分 10万円
…B)
- ・ 振替額 1.2万円
- ・ 見直価格 120万円
（全額を振替原資部分に充当）

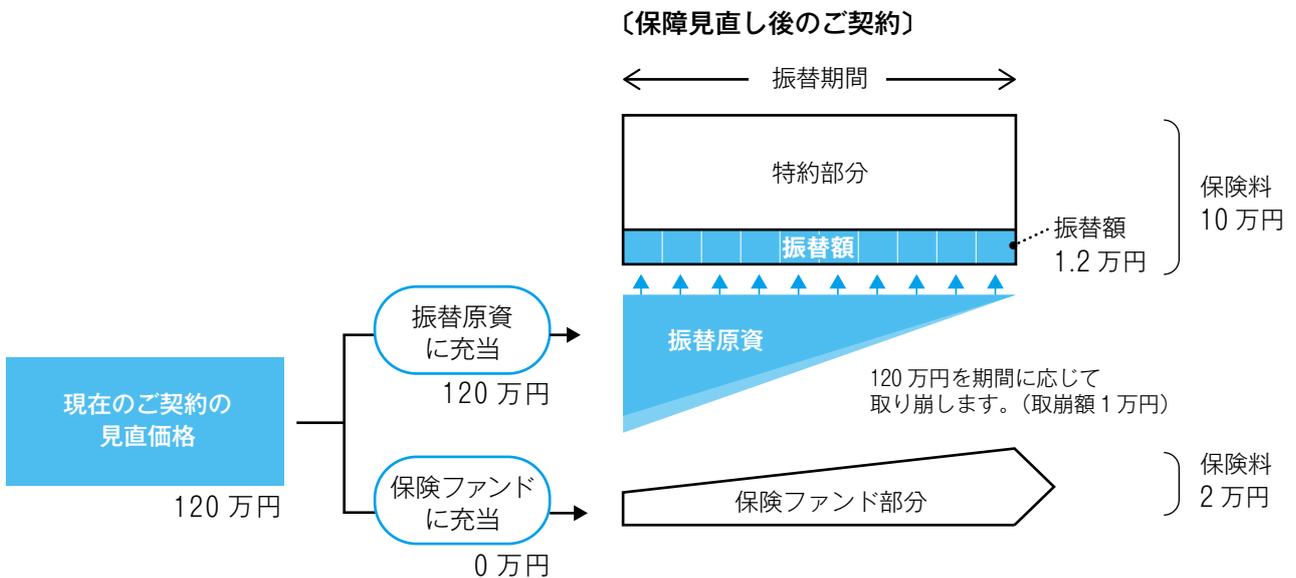
借 方	貸 方
退職金保険積立金 2万円…A （資産の増加）	現金・預金 10.8万円…C （資産の減少）
保険料 10万円…B （損失の発生）	前払費用 1万円…D （資産の減少）
	雑収入 0.2万円…E （利益の発生）

A・B：保障見直し後のご契約の保険料（振替額を含む）は、主契約・特約に応じた経理処理を行います。

C：保障見直し後のご契約でお払い込みいただく保険料です。

D：振替原資部分に対応する前払費用は、振替期間で均等に取り崩します。
振替原資に充当した120万円 ÷ (12か月 × 10年) = 1万円

E：振替額とDの取崩額の差額は、雑収入として益金に算入します。
振替額1.2万円 - 取崩額1万円 = 0.2万円



初回保険料キャッシュレスを 活用された場合のお取扱い

転換や保障見直しの際に、初回保険料キャッシュレスを活用される場合は、資産計上額を転換価格や見直価格に洗い替えるとともに、キャッシュレスとなる保険料（保険料から初回の振替額を控除した額）および初回の振替額の経理処理を行います。

（1）新転換制度を活用された場合

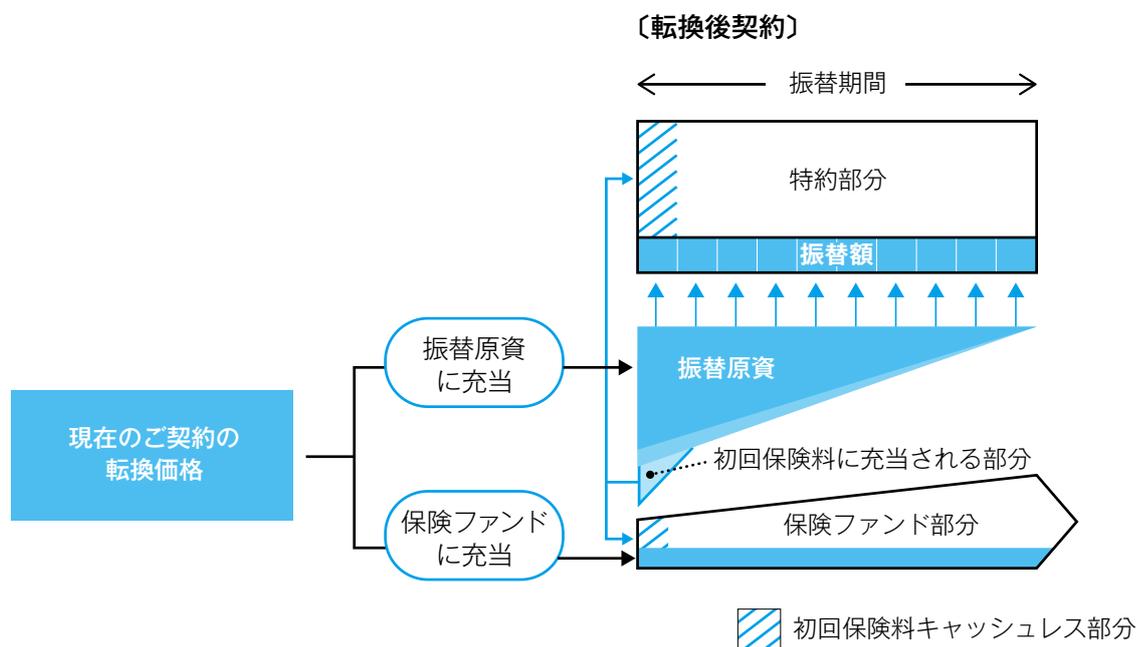
転換時の経理処理は被転換契約（転換前のご契約）で資産に計上してある額を取り崩し、転換価格のうち振替原資に充当される部分は前払費用に、保険ファンドに充当される部分は退職金保険積立金として資産に計上します。

被転換契約の資産計上額と転換価格の差額は益金または損金に算入します。

その上で、初回保険料キャッシュレスを活用された場合、初回に払い込む保険料分が振替原資から充当されるため、その金額を前払費用から取り崩します。また、残りの前払費用については、振替額として継続的に保険料に充当されるため、振替期間で均等に取り崩します。取崩額と振替額の差額は雑収入として益金に算入します。

保険料（振替額を含む）については、転換後契約における主契約・特約に応じた保険料の経理処理を行います。

<初回保険料キャッシュレスを活用した転換イメージ>



<例>自由保険をライブワンに転換（振替期間10年の場合）

〔仕訳例〕

- ・被転換契約に係る資産計上額 200万円…A
- ・預け金等として資産に計上してある積立配当金 20万円…B
- ・転換価格 250.8万円
（うち保険ファンド部分に充当 120万円…C、
振替原資部分に充当 130.8万円…D）
- ・転換後の月払保険料 12万円
（保険ファンド 2万円…F、
定期保険特約(18)部分 10万円…G）
- ・振替額 1.2万円

<転換時における経理処理>

借方	貸方
退職金保険積立金 120万円…C (資産の増加)	退職金保険積立金 200万円…A (資産の減少)
前払費用 130.8万円…D (資産の増加)	預け金 20万円…B (資産の減少)
	雑収入 30.8万円…E (利益の発生)

- A：被転換契約に係る資産計上額を取り崩します。
 B：預け金等として資産に計上してある積立配当金を取り崩します。
 C：転換価格のうち、保険ファンドに充当された部分は、退職金保険積立金として資産に計上します。
 D：転換価格のうち、振替原資に充当された部分は、前払費用として資産に計上します。
 E：差額は雑収入（雑損失）とします。

<初回保険料キャッシュレスにおける経理処理>

借方	貸方
退職金保険積立金 2万円…F (資産の増加)	前払費用 10.8万円…H (資産の減少)
保険料 10万円…G (損失の発生)	前払費用 1万円…I (資産の減少)
	雑収入 0.2万円…J (利益の発生)

- F・G：転換後契約の保険料（振替額を含む）は、主契約・特約に応じた経理処理を行います。
 H：振替原資から初回に払い込む保険料分を前払費用から取り崩します。
 $月払保険料12万円 - 振替額1.2万円 = 10.8万円$
 I：Hを差し引いた振替原資部分に対応する前払費用は、振替期間で均等に取り崩します。
 $130.8万円 - 10.8万円 = 120万円$
 $120万円 \div (12か月 \times 10年) = 取崩額 1万円$
 J：振替額とIの取崩額の差額は、雑収入として益金に算入します。
 $振替額1.2万円 - 取崩額 1万円 = 0.2万円$

<保険証券同封の「(新) 転換制度のしくみ 生命保険料控除証明書について」のイメージ>

転換価格	2,508,000円	配当金等	B 200,000円	お立替金元利合計	円	ご契約者貸付金元利合計	円
内 主契約に充当	C 1,200,000円	当期配当金ほか	円	うち未払利息	円	うち未払利息	円
訳 振替原資に充当	D 1,308,000円						

(転換価格の内訳)

ア. 保険料積立金 (解約返戻金あり)	イ. 保険料積立金 (解約返戻金なし)	ウ. 配当金等	エ. 未経過保険料等	オ. 振替原資の残額 (解約返戻金あり)	カ. 振替原資の残額 (解約返戻金なし)
2,308,000円	円	B 200,000円	円	円	円
キ. その他	ク. お立替金元利合計	ケ. 契約者貸付金元利合計	コ. 未収保険料		
円	円	円	円		

*実際の金額は、現物でご確認ください。

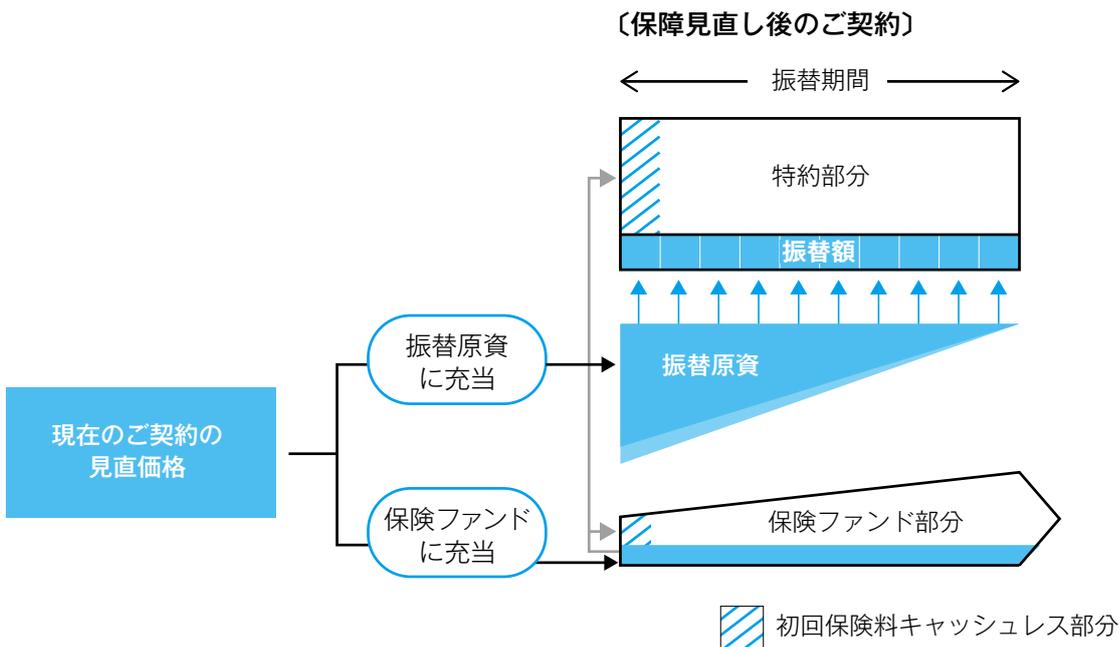
(2) 新保障見直し制度を活用された場合

保障見直し時の経理処理は保険ファンド（主契約）は継続するため、主契約に係る資産計上額は見直し後契約へ引き継ぎます。保障見直し前のご契約で特約に係る資産計上額を取り崩し、振替原資に充当される見直価格は前払費用として資産に計上します。「見直価格（解約返戻金あり）」は保険ファンドに充当することも可能です。その場合、保険ファンドに充当される部分は退職金保険積立金として資産に計上します。保障見直し前のご契約の資産計上額と見直価格の差額は益金または損金に算入します。

その上で、初回保険料キャッシュレスを活用された場合、初回に払い込む保険料分は保険ファンドから充当されるため、その金額を資産に計上してある退職金保険積立金から取り崩します。また、前払費用については、振替額として継続的に保険料に充当されるため、振替期間で均等に取り崩します。取崩額と振替額の差額は雑収入として益金に算入します。

保険料（振替額を含む）については、保障見直し後のご契約における主契約・特約に応じた保険料の経理処理を行います。

<初回保険料キャッシュレスを活用した保障見直しイメージ>



<例> ライブワンの新保障見直し制度を活用（振替期間10年の場合）

〔仕訳例〕

- ・ 保険ファンドからの充当額 100万円…A
- ・ 預け金等として資産に計上してある積立配当金 10万円…B
- ・ 見直価格 120万円（全額を振替原資部分に充当 120万円…C）
- ・ 保障見直し後の月払保険料 12万円（保険ファンド 2万円…E、定期保険特約(18)部分 10万円…F）
- ・ 振替額 1.2万円

<保障見直し時における経理処理>

借 方	貸 方
前払費用 120万円…C (資産の増加)	退職金保険積立金 100万円…A (資産の減少)
	預け金 10万円…B (資産の減少)
	雑収入 10万円…D (利益の発生)

- A：資産に計上してある退職金保険積立金から振替原資への充当分を取り崩します。
 B：預け金等として資産に計上してある積立配当金を取り崩します。
 C：見直価格のうち、振替原資に充当された部分は、前払費用として資産に計上します。
 D：差額は雑収入（雑損失）とします。

<初回保険料キャッシュレスにおける経理処理>

借 方	貸 方
退職金保険積立金 2万円…E (資産の増加)	退職金保険積立金 10.8万円…G (資産の減少)
保険料 10万円…F (損失の発生)	前払費用 1万円…H (資産の減少)
	雑収入 0.2万円…I (利益の発生)

- E・F：保障見直し後のご契約の保険料（振替額を含む）は、主契約・特約に応じた経理処理を行います。
 G：初回に払い込む保険料分を退職金保険積立金から取り崩します。
 $\text{月払保険料} 12\text{万円} - \text{振替額} 1.2\text{万円} = 10.8\text{万円}$
 H：振替原資部分に対応する前払費用は、振替期間で均等に取り崩します。
 $120\text{万円} \div (12\text{か月} \times 10\text{年}) = \text{取崩額} 1\text{万円}$
 I：振替額とHの取崩額の差額は、雑収入として益金に算入します。
 $\text{振替額} 1.2\text{万円} - \text{取崩額} 1\text{万円} = 0.2\text{万円}$

<保険証券同封の「(新) 保障見直し制度のしくみ 生命保険料控除証明書について」のイメージ>

見直価格	1,200,000円	配当金等	B 100,000円
内 主契約に充当	円	当期配当金ほか	円
訳 振替原資に充当	C 1,200,000円		

(見直価格の内訳)

見直価格	ア. 保険料積立金等 (解約返戻金あり)	イ. 保険料積立金等 (解約返戻金なし)	ウ. 配当金等	エ. 未経過保険料等	オ. 振替原資の残額 (解約返戻金あり)
1,200,000円	円	100,000円	B 100,000円	円	円
	カ. 振替原資の残額 (解約返戻金なし)	キ. その他	ク. 主契約の積立金から 未収保険料への充当	ケ. 主契約の積立金から 振替原資への充当	コ. 未収保険料
	円	円	円	A 1,000,000円	円

*実際の金額は、現物でご確認ください。

保険契約を払済保険に変更された場合のお取扱い

ご契約を払済保険に変更した場合、変更時点における解約返戻金相当額とそれまでの資産計上額の差額について、払済保険に変更した日の属する事業年度の益金または損金に算入する経理処理が必要となります。

〔仕訳例〕

エンブレムを払済保険に変更した場合

- ・払済保険に変更時の資産計上額
（前払費用） 225万円
- ・払済保険に変更時の解約返戻金等
350万円

借 方		貸 方	
前払費用	350万円 （資産の増加）	前払費用	225万円 （資産の減少）
		雑収入	125万円 （利益の発生）

（注）洗替えの経理処理を行う場合、払済保険に変更時点での資産計上額が解約返戻金相当額よりも少なければ雑収入（益金）が発生し、多ければ雑損失（損金）が発生します。

（注）終身保険、自由保険等（特約が付加されていないもの）から同一種類の払済保険に変更した場合に、上記の経理処理を行わずにそれまでの資産計上額を計上し続ける方法が認められています（詳細なお取扱いは所轄の税務署へご確認ください）。

（注）保険料の全額（災害・疾病関係特約の保険料を除く）が役員や従業員の給与となっている場合は変更時の経理処理は不要です。

エンブレム・エンブレム新長期プラン・エンブレムGPに関して

契約日が2019年7月7日以前のご契約も含めて、2019年7月8日以降に払済保険に変更した場合は、資産計上した解約返戻金額について、保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして処理します。（法人税基本通達9-3-7の2）

そのため、定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い（法人税基本通達9-3-5の2）に準じた経理処理となりますので、あわせてご参照ください。

保険契約を名義変更された場合のお取扱い

保険契約の名義を変更した場合、保険契約上の権利は新たな保険契約者に譲渡されます。譲渡される保険契約の評価額は、所得税基本通達36-37において、「解約返戻金相当額」や「資産計上額」とされており（※1）（※2）。

- （※1） 法人税基本通達9-3-5の2の適用を受ける保険契約（2019年7月8日以後にご契約いただいた「エンブレム」、「エンブレム新長期プラン」、「エンブレムGP」）において、名義変更時点の解約返戻金相当額が法人の資産計上額の70%未満となる場合、保険契約の評価額は資産計上額となります。それ以外の保険契約の評価額は解約返戻金相当額となります。
- （※2） 前納保険料の金額、積立配当金等がある場合には、これらの金額を評価額に含めます。

●法人契約から個人契約への名義変更

ご契約の形態が以下の保険契約について、被保険者（役員・従業員）の退職に際し、契約者・死亡保険金受取人の名義を変更して、退職金の一部として権利譲渡することができます。（被保険者の在職中に名義を変更した場合は、給与となります。）名義変更時には、資産に計上してある「退職金保険積立金」「預け金」等を取り崩し、解約返戻金相当額との差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入します。

契約者＝法人
 死亡保険金受取人＝法人
 （自由保険等の場合 満期保険金受取人＝法人）

ア. 法人税基本通達9-3-5の2の適用を受けない保険契約（イ. 以外の保険契約）

<例1> 法人契約の終身保険を役員の勇退に伴い個人保険に名義変更する場合

〔仕訳例〕

	<変更前>	<変更後>
契約者	法人	→役員・従業員
被保険者	役員・従業員	→役員・従業員
受取人	法人	→役員・従業員 の遺族

借 方		貸 方	
退職金 160万円 (損失の発生)		退職金保険積立金 150万円 (資産の減少)	
雑損失 20万円 (損失の発生)		預け金 30万円 (資産の減少)	

- ・退職金保険積立金として資産に計上してある金額 150万円
- ・評価額（解約返戻金相当額※3） 160万円

（※3） 解約返戻金130万円、預け金等として資産に計上してある金額30万円

<例2> 法人契約のドクターGO終身タイプ（有期払い）を在職中に個人契約に名義変更する場合
 （被保険者1名あたりの当該事業年度の支払保険料が30万円以下の場合）

〔仕訳例〕

	<変更前>	<変更後>
契約者	法人	→役員・従業員
被保険者	役員・従業員	→役員・従業員
受取人	法人	→役員・従業員

借 方		貸 方	
給 与 31万円 (損失の発生)		預け金 1万円 (資産の減少)	
		雑収入 30万円 (利益の発生)	

- ・保険料払込満了後に名義変更
- ・評価額（解約返戻金相当額※4） 31万円

（※4） 解約返戻金30万円、預け金等として資産に計上してある金額1万円

なお、被保険者にとっては、当該契約における評価額に対し、退職所得（給与所得）として所得税が課せられます。

イ. 法人税基本通達9-3-5の2の適用を受ける保険契約（2019年7月8日以後にご契約いただいた「エンブレム」、「エンブレム新長期プラン」、「エンブレムGP」）

[仕訳例]

	<変更前>	<変更後>
契約者	法人	→役員・従業員
被保険者	役員・従業員	→役員・従業員
受取人	法人	→役員・従業員 の遺族

借 方		貸 方	
退職金	300万円	前払費用	300万円
	(損失の発生)		(資産の減少)

- ・法人の資産に計上してある金額
300万円
- ・解約返戻金相当額 200万円
- ・評価額（資産計上額※1）300万円

(※1) 解約返戻金相当額（200万円）が法人の資産計上額の70%（210万円）未満のため、評価額は資産計上額となります。

●個人契約から法人契約への名義変更

法人成りに伴い、役員個人名義の契約を会社名義に変更したり、転換を前提として役員個人名義の契約を会社名義に変更することがあります。この場合、当該契約に対する権利は会社に譲渡されたと考えられるので解約返戻金相当額を退職金保険積立金として、積立配当金がある場合は預け金として資産に計上します。

[仕訳例]

	<変更前>	<変更後>
契約者	役員・従業員	→法人
被保険者	役員・従業員	→役員・従業員
受取人	役員・従業員	→法人 の遺族

借 方		貸 方	
退職金保険積立金	30万円	現金・預金	32万円（※2）
	(資産の増加)		
預け金	2万円		
	(資産の増加)		(資産の減少)

- ・解約返戻金 30万円
- ・積立配当金 2万円

(※2) 無償で名義変更した場合には「雑収入」です。

●法人間の名義変更

被保険者である役員・従業員の転籍に伴い、契約者および受取人を別法人へ変更することがあります。この場合、転籍前法人（法人A）は資産計上額を取り崩します。転籍後法人（法人B）は当該契約の名義変更時の評価額を資産に計上する必要があります。

[各例の前提]

	<変更前>	<変更後>
契約者	法人A	→法人B
被保険者	役員・従業員	→役員・従業員
受取人	法人A	→法人B

ア. 有償で譲渡する場合

転籍前法人（法人A）は、譲渡代金を受け入れ、資産に計上していた退職金保険積立金、預け金を取り崩してください。また、譲渡代金と資産の取崩額との差額は雑損失（雑収入）として損金（益金）に算入してください。

転籍後法人（法人B）は、当該契約の名義変更時の評価額を資産に計上します。なお、解約返戻金は退職金保険積立金として、積立配当金がある場合は預け金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

- ・退職金保険積立金として資産に計上してある金額 100万円
 - ・譲渡代金（評価額（解約返戻金相当額※3））90万円
- （※3）解約返戻金80万円、預け金等として資産に計上してある金額10万円

<法人A>

借 方	貸 方
現金・預金 90万円（※4） （資産の増加）	退職金保険積立金 100万円 （資産の減少）
雑損失 20万円 （損失の発生）	預け金 10万円 （資産の減少）

（※4）変更時の評価額よりも譲渡代金が小さい場合、その差額が税務上、寄付金となることがあります。

<法人B>

借 方	貸 方
退職金保険積立金 80万円 （資産の増加）	現金・預金 90万円（※5） （資産の減少）
預け金 10万円 （資産の増加）	

（※5）変更時の評価額よりも譲渡代金大きい場合、その差額が税務上、寄付金となることがあります。

イ. 無償で譲渡する場合

転籍前法人（法人A）は、資産に計上していた退職金保険積立金、預け金を取り崩し、当該契約の名義変更時の評価額を寄付金として損金に算入してください。また、資産の取崩額と評価額の差額は雑損失（雑収入）として損金（益金）に算入してください。

転籍後法人（法人B）は、当該契約の名義変更時の評価額を資産に計上します。なお、解約返戻金は退職金保険積立金として、積立配当金がある場合は預け金として資産に計上してください。

〔仕訳例〕

- ・退職金保険積立金として資産に計上してある金額 100万円
 - ・譲渡代金（評価額（解約返戻金相当額※6））90万円
- （※6）解約返戻金80万円、預け金等として資産に計上してある金額10万円

<法人A>

借 方	貸 方
寄付金 90万円 （損失の発生）	退職金保険積立金 100万円 （資産の減少）
雑損失 20万円 （損失の発生）	預け金 10万円 （資産の減少）

（注）寄付金は税法の定める限度額を超える分については損金算入できません。法人による完全支配関係にある内国法人間の寄付金は、寄付をした法人において損金算入できません。

<法人B>

借 方	貸 方
退職金保険積立金 80万円 （資産の増加）	雑収入 90万円 （利益の発生）
預け金 10万円 （資産の増加）	

保険契約を解約・減額された場合のお取扱い

●保険契約を解約された場合

ご契約の形態が以下の保険契約を解約された場合、その時点での資産計上額と解約時の受取額との差額は、その事業年度の益金または損金に算入します。ご契約が途中で消滅（死亡・解約等）し、未経過期間に対応する保険料相当額の払戻しを受けた場合、その額を解約時の受取額に含めます。

契約者＝法人

死亡保険金受取人＝法人

(自由保険等の場合 満期保険金受取人＝法人)

(注) 期間がある程度経過したご契約や保障倍率が高いご契約を解約された場合、その契約に係る資産計上合計額よりも解約時の受取額の方が大きいケースがあります。この場合は益金が発生します。解約された契約が、保険料を損金に算入する保険種類等の場合、多額の益金が発生することがあります。

ア. 解約時の受取額が資産計上額を下回る場合

〔仕訳例〕

- ・資産計上額 150万円
- ・預け金等として資産に計上してある金額 30万円
- ・解約時の受取額 90万円

借 方		貸 方	
現金・預金	90万円 (資産の増加)	退職金保険積立金	150万円 (資産の減少)
雑損失	90万円 (損失の発生)	預け金	30万円 (資産の減少)

イ. 解約時の受取額が資産計上額を上回る場合

〔仕訳例〕

- ・資産計上額 100万円
- ・解約時の受取額 800万円

借 方		貸 方	
現金・預金	800万円 (資産の増加)	前払費用	100万円 (資産の減少)
		雑収入	700万円 (利益の発生)

●保険契約を減額された場合

ご契約の形態が以下の保険契約を減額された場合、減額に対応する部分の資産計上額と減額時の受取額との差額は、その事業年度の損金に算入します。(減額時の受取額が資産計上額よりも多い場合は差額を雑収入として益金に算入します。)

契約者＝法人

死亡保険金受取人＝法人

(自由保険等の場合 満期保険金受取人＝法人)

〔仕訳例〕

- ・保険金額を5000万円から3000万円に減額
- ・資産計上額 600万円
- ・減額時の受取額 180万円

借 方		貸 方	
現金・預金	180万円 (資産の増加)	退職金保険積立金	240万円(※) (資産の減少)
雑損失	60万円 (損失の発生)		

(※) $\text{資産計上額} \times \frac{\text{減額した保険金額}}{\text{減額前の保険金額}}$

$$600\text{万円} \times \frac{2000\text{万円}}{5000\text{万円}} = 240\text{万円}$$

養老保険に係る保険料

法人税基本通達9-3-4

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険等を含まない。以下9-3-7の2までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第135条「確定給付企業年金等の掛金等の損金算入」の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。）の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までには資産に計上するものとする。
- (2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は、(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

定期保険及び第三分野保険に係る保険料

法人税基本通達9-3-5

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。）又は第三分野保険（保険業法第3条第4項第2号（免許）に掲げる保険（これに類するものを含む。）をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。以下9-3-5の2までにおいて同じ。）については、9-3-5の2（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 保険金又は給付金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
- (2) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

- (注) 1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。
- 2 (1) 及び (2) 前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。以下9-3-5において「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」という。）に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。

定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の 保険料が含まれる場合の取扱い

法人税基本通達9-3-5の2

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下9-3-5の2において「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9-3-5の例によるものとする。

- (1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額（当期分支払保険料の額に相当する額を限度とする。）は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。
 (注) 当該事業年度の中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数（1月末満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度の中で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。
- (2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合（当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。）には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。
- (3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額（(1)により資産に計上することとなる金額を除く。）を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間（当該取崩期間に1月末満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。

区 分	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
最高解約返戻率 50%超70%以下	保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の40相当期間を経過する日まで	当期分支払保険料の額に100分の40を乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率 70%超85%以下		当期分支払保険料の額に100分の60を乗じて計算した金額	
最高解約返戻率 85%超	保険期間の開始の日から、最高解約返戻率となる期間（当該期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が100分の70を超える期間）がある場合には、その超えることとなる期間の終了の日まで（注）上記の資産計上期間が5年未満となる場合には、保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで（保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで）とする。	当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の70（保険期間の開始の日から、10年を経過する日までは、100分の90）を乗じて計算した金額	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間（資産計上期間がこの表の資産計上期間の欄に掲げる（注）に該当する場合には、当該（注）による資産計上期間）経過後から、保険期間の終了の日まで

- (注) 1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。
- イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率（保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合）が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。
 - ロ 当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。
 - ハ 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。
 - ニ 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。
- 2 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。
- 3 表の資産計上期間の欄の「最高解約返戻率となる期間」及び「100分の70を超える期間」並びに取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることに留意する。
- 4 一定期間分の保険料の額の前払をした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。
- 5 本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて9-3-4から9-3-6の2の取扱いを適用する。なお、その契約内容の変更に伴い、責任準備金相当額の過不足の精算を行う場合には、その変更後の契約内容に基づいて計算した資産計上額の累積額と既往の資産計上額の累積額との差額について調整を行うことに留意する。
- 6 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であって、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としているときには、本文の取扱いの適用はなく、9-3-5の（2）の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。

定期付養老保険等に係る保険料

法人税基本通達9-3-6

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期付養老保険等（養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険又は第三分野保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。
- (2) (1) 以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。

特約に係る保険料

法人税基本通達9-3-6の2

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。

保険契約の転換をした場合

法人税基本通達9-3-7

法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等を他の養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等（以下9-3-7において「転換後契約」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下9-3-7において「資産計上額」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下9-3-7において「充当額」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて9-3-4から9-3-6の2までの例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の（注）を除く。）による。

払済保険に変更した場合

法人税基本通達9-3-7の2

法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下9-3-7の2において「資産計上額」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額（特約に係る保険料の額を除く。）が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。

- （注）
- 1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険（特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。
 - 2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の（注）を除く。）により処理するものとする。
 - 3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

契約者配当

法人税基本通達9-3-8

法人が生命保険契約（適格退職年金契約に係るものを含む。）に基づいて支払を受ける契約者配当の額については、その通知（据置配当については、その積立をした旨の通知）を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、当該生命保険契約が9-3-4の（1）に定める場合に該当する場合（9-3-6の（2）により9-3-4の（1）の例による場合を含む。）には、当該契約者配当の額を資産に計上している保険料の額から控除することができるものとする。

- （注） 1 契約者配当の額をもっていわゆる増加保険に係る保険料の額に充当することになっている場合には、その保険料の額については、9-3-4から9-3-6までに定めるところによる。
- 2 据置配当又は未収の契約者配当の額に付される利子の額については、その通知のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

役員給与の損金不算入

法人税法第34条（抜すい）

内国法人がその役員に対して支給する給与（中略）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与（次号において「定期給与」という。）で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与（同号において「定期同額給与」という。）
- （中略）
- 2 内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

定期同額給与の範囲等

法人税法施行令第69条（抜すい）

法第34条第1項第1号（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める給与は、次に掲げる給与とする。

- 一 法第34条第1項第1号に規定する定期給与（以下第6項までにおいて「定期給与」という。）で、次に掲げる改定（以下この号において「給与改定」という。）がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの
- （中略）
- 二 継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

継続的に供与される経済的利益の意義

法人税基本通達9-2-11（抜すい）

令第69条第1項第2号《定期同額給与の範囲等》に規定する「継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの」とは、その役員が受ける経済的利益の額が毎月おおむね一定であるものをいうのであるから、例えば、次に掲げるものはこれに該当することに留意する。

（中略）

(5) 9-2-9の(11)及び(12)に掲げる金額で経常的に負担するもの

債務の免除による利益その他の経済的利益

法人税基本通達9-2-9（抜すい）

法第34条第4項《役員給与》、及び法第36条《過大な使用人給与の損金不算入》に規定する「債務の免除による利益その他の経済的利益」とは、次に掲げるもののように、法人がこれらの行為をしたことにより実質的にその役員等（役員及び同条に規定する特殊の関係のある使用人をいう。以下9-2-10までにおいて同じ。）に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすもの（明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び病氣見舞、災害見舞等のような純然たる贈与と認められるものを除く。）をいう。

（中略）

(12) 法人が役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約を締結してその保険料の額の全部又は一部を負担した場合におけるその負担した保険料の額に相当する金額

役員に対する退職給与の損金算入の時期

法人税基本通達9-2-28

退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。

ただし、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認める。

過大な役員給与の額

法人税法施行令第70条

法第34条第2項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額
 - イ 内国法人が各事業年度においてその役員に対して支給した給与（法第34条第2項に規定する給与のうち、退職給与以外のものをいう。以下この号において同じ。）の額（第3号に掲げる金額に相当する金額を除く。）が、当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額（その役員の数が2以上である場合には、これらの役員に係る当該超える部分の金額の合計額）
 - ロ 定款の規定又は株主総会、社員総会若しくはこれらに準ずるものの決議により、役員に対する給与として支給することができる金銭その他の資産について、金銭の額の限度額若しくは算定方法、その内国法人の株式若しくは新株予約権の数の上限又は金銭以外の資産（ロにおいて「支給対象資産」という。）の内容（ロにおいて「限度額等」という。）を定めている内国法人が、各事業年度においてその役員（当該限度額等が定められた給与の支給の対象となるものに限る。ロにおいて同じ。）に対して支給した給与の額（法第34条第6項に規定する使用人としての職務を有する役員（第3号において「使用人兼務役員」という。）に対して支給する給与のうちその使用人としての職務に対するものを含めないで当該限度額等を定めている内国法人については、当該事業年度において当該職務に対する給与として支給した金額（同号に掲げる金額に相当する金額を除く。）のうち、その内国法人の他の使用人に対する給与の支給の状況等に照らし、当該職務に対する給与として相当であると認められる金額を除く。）の合計額が当該事業年度に係る当該限度額及び当該算定方法により算定された金額、当該株式又は新株予約権（当該事業年度に支給されたものに限る。）の当該上限及びその支給の時（第71条の3第1項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与（ロにおいて「確定数給与」という。）にあつては、同項の定めをした日）における一単位当たりの価額により算定された金額並びに当該支給対象資産（当該事業年度に支給されたものに限る。）の支給の時における価額（確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額）に相当する金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額（同号に掲げる金額がある場合には、当該超える部分の金額から同号に掲げる金額に相当する金額を控除した金額）
- 二 内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給した退職給与（法第34条第1項又は第3項の規定の適用があるものを除く。以下この号において同じ。）の額が、当該役員のもの内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額
- 三 使用人兼務役員の使用人としての職務に対する賞与で、他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したものの額

弔慰金等の取扱い

相続税法基本通達3-20

被相続人の死亡により相続人その他の者が受ける弔慰金、花輪代、葬祭料等（以下「弔慰金等」という。）については、3-18及び3-19に該当すると認められるものを除き、次に掲げる金額を弔慰金等に相当する金額として取り扱い、当該金額を超える部分の金額があるときは、その超える部分に相当する金額は退職手当金等に該当するものとして取り扱うものとする。

- (1) 被相続人の死亡が業務上の死亡であるときは、その雇用主等から受ける弔慰金等のうち、当該被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与（俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等の合計額をいう。

- 以下同じ。)の3年分(遺族の受ける弔慰金等の合計額のうち3-23に掲げるものからなる部分の金額が3年分を超えるときはその金額)に相当する金額
- (2)被相続人の死亡が業務上の死亡でないときは、その雇用主等から受ける弔慰金等のうち当該被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の半年分(遺族の受ける弔慰金等の合計額のうち3-23に掲げるものからなる部分の金額が半年分を超えるときはその金額)に相当する金額

保険契約等に関する権利の評価

所得税基本通達36-37

使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約(以下「保険契約等」という。)に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額(解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。)により評価する。

ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

- (1)支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利(法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。)を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。
- (2)復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利(元の契約が法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。)を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。
- (注)「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

平成2年5月30日 直審4-19(例規)「法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱いについて」

(趣旨) 個人年金保険は、年金支払開始日に被保険者が生存しているときには、同日以後の一定期間にわたって年金が支払われ、また、同日前に被保険者が死亡したときには、所定の死亡給付金が支払われる生命保険であるが、いわゆる満期保険金はなく、死亡給付金の額が保険料払込期間の経過期間に応じて逡増するなど、同じく被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険である養老保険とはその仕組みが異なっている。このため、法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする個人年金保険に加入してその保険料を支払った場合における支払保険料の損金算入等の取扱いについては、法人税基本通達9-3-4及び9-3-8の定めをそのまま準用することは適当でない。また、年金の收受に伴う保険差損益の計上時期等についても明らかにする必要がある。そこで、その支払保険料の損金算入等の取扱いを明らかにすることとしたものである。

〈記〉

1. 個人年金保険の内容

この通達に定める取扱いの対象とする個人年金保険は、法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者として加入した生命保険で、当該保険契約に係る年金支払開始日に被保険者が生存していると

きに所定の期間中、年金が当該保険契約に係る年金受取人に支払われるものとする。

(注) 法人税法施行令第135条（適格退職年金契約等の掛金等の損金算入）の規定の適用のあるもの及び法人税基本通達9-3-4の定めのあるものは、この通達に定める取扱いの対象とならないことに留意する。

2. 個人年金保険に係る保険料の取扱い

法人が個人年金保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

(注) 傷害特約等の特約に係る保険料の取扱いについては、法人税基本通達9-3-6の2の定めを準用する。

- (1) 死亡給付金（年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡給付金又は死亡保険金をいう。以下同じ。）及び年金（年金支払開始日に被保険者が生存している場合に支払われる年金をいう。以下同じ。）の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、下記の5（資産計上した保険料等の取崩し）の定めにより取り崩すまでは資産に計上するものとする。
- (2) 死亡給付金及び年金の受取人が当該被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡給付金の受取人が当該被保険者の遺族で、年金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その90%に相当する金額は（1）により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の遺族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

3. 年金支払開始日前に支払を受ける契約者配当の取扱い

法人が個人年金保険の保険契約に基づいて年金支払開始日前に支払を受ける契約者配当の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該保険契約の年金の受取人が被保険者であり、かつ、当該法人と当該被保険者との契約により、当該法人が契約者配当の支払請求をしないでその全額を年金支払開始日まで積み立てておくこと（当該積み立てた契約者配当の額が、生命保険会社において年金支払開始日に当該保険契約の責任準備金に充当され、年金の額が増加する（これにより増加する年金を「増加年金」という。以下同じ。）こと）が明らかである場合には、当該契約者配当の額を益金の額に算入しないことができる。

(注) 契約者配当の額に付される利子の額については、本文ただし書の定めにより当該契約者配当の額を益金の額に算入しない場合を除き、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

4. 年金支払開始日以後に支払を受ける契約者配当の取扱い

法人が個人年金保険の年金の受取人である場合に当該保険契約に基づいて年金支払開始日以後に支払を受ける契約者配当の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、年金支払開始日に分配される契約者配当で、生命保険会社から年金として支払われるもの（年金受取人の支払方法の選択によるものを除く。）については、当該契約者配当の額をその通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入しないことができる。

なお、益金の額に算入した契約者配当の額を一時払保険料に充当した場合には、下記の5（資産計上した保険料等の取崩し）に定めるところにより取り崩すまでは資産に計上するものとする（以下この通達において、契約者配当を充当した一時払保険料を「買増年金積立保険料」という。）。

(注) 契約者配当の額に付される利子の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

5. 資産計上した保険料等の取崩し

資産に計上した保険料等の取崩しについては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 年金支払開始日前に死亡給付金支払の保険事故が生じた場合当該保険事故が生じた日（死亡給付金の受取人が当該法人である場合には、死亡給付金の支払通知を受けた日）の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した支払保険料の額及び資産に計上した契約者配当等（配当を積み立てたことにより付される利子を含む。以下同じ。）の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

(注) この場合、死亡給付金の受取人が法人であるときには、支払を受ける死亡給付金の額及び契約者配当等の額を法人の益金の額に算入するのであるから留意する。

- (2) 年金の受取人が役員又は使用人である保険契約に係る年金支払開始日が到来した場合 当該年金支払開始日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した契約者配当等の額の全額を取り崩して損金の額

関係法令集

に算入する。

- (3) 年金の受取人が当該法人である保険契約に基づいて契約年金（年金支払開始日前の支払保険料に係る年金をいう。以下同じ。）及び増加年金の支払を受ける場合（年金の一時支払を受ける場合を除く。）当該年金の支払通知を受けた日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて年金支払開始日までに資産に計上した支払保険料の額及び年金支払開始日に責任準備金に充当された契約者配当等の額の合計額（以下この通達において、「年金積立保険料の額」という。）に、当該支払を受ける契約年金の額及び増加年金の額の合計額が年金支払総額（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額をいう。以下同じ。）に占める割合を乗じた金額に相当する額の年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。
- イ 当該保険契約が確定年金（あらかじめ定められた期間（以下この通達において、その期間を「保証期間」という。）中は被保険者の生死にかかわらず年金が支払われることとされているものをいう。以下同じ。）である場合 当該保険契約に基づいて当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額
 - ロ 当該保険契約が保証期間付終身年金（保証期間中は被保険者の生死にかかわらず年金が支払われ、あるいは保証期間中に被保険者が死亡したときには保証期間に対応する年金の支払残額が支払われ、保証期間経過後は年金支払開始日の応当日に被保険者が生存しているときに年金が支払われるものをいう。以下同じ。）である場合 当該保険契約に基づいて当該保証期間と被保険者の余命年数（年金支払開始日における所得税法施行令の別表「余命年数表」に掲げる余命年数をいう。以下同じ。）の期間とのいずれか長い期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額。ただし、保証期間中に被保険者が死亡したとき以後にあっては、当該保険契約に基づいて当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額
 - ハ 当該保険契約が有期年金（保証期間中において被保険者が生存しているときに年金が支払われ、保証期間中に被保険者が死亡した場合で年金基金残額があるときには死亡一時金が支払われるものをいう。以下同じ。）である場合 被保険者の生存を前提に、当該保険契約に基づき当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額
- なお、保証期間付終身年金で、かつ、被保険者の余命年数の期間中の年金支払総額に基づき年金積立保険料の額の取崩額を算定している保険契約に係る被保険者が死亡した場合には、その死亡の日の属する事業年度において、その日が当該保険契約に係る保証期間経過後であるときは、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額の全額を、また、その日が保証期間中であるときは、当該保険契約に係る年金積立保険料の額に、既に支払を受けた契約年金の額及び増加年金の額の合計額が保証期間中の年金総額に占める割合から同合計額が余命年数の期間中の年金支払総額に占める割合を控除した割合を乗じた額に相当する額の年金積立保険料の額を、それぞれ取り崩して損金の額に算入することができる。
- (4) 年金受取人が当該法人である保険契約に基づいて買増年金（年金支払開始日後の契約者配当により買い増した年金をいう。以下同じ。）の支払を受ける場合（年金の一時支払を受ける場合を除く。）当該買増年金の支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて支払を受ける1年分の買増年金ごとに次の算式により求められる額に相当する額（当該支払を受ける買増年金が分割払の場合にあっては、当該金額を分割回数によりあん分した額）の買増年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。
- なお、当該保険契約が保証期間付終身年金で、保証期間及び被保険者の余命年数の期間のいずれをも経過した後においては、当該保険契約に係る買増年金積立保険料の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

〈算式〉

$$\text{買増年金の受取に伴い取り崩すべき「買増年金積立保険料」の額（年額）} = \text{前年分の買増年金の受取の時にこの算式により算定される取崩額（年額）} + \frac{\text{新たに一時払保険料に充当した契約者配当の額}}{\text{新たに一時払保険料に充当した後の年金の支払回数}}$$

- (注) 1 算式の「新たに一時払保険料に充当した後の年金の支払回数」については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる年金の支払回数（年1回払の場合の支払回数をいう。）による。
- (1) 当該保険契約が確定年金である場合及び当該保険契約が保証期間付終身年金であり、かつ、被保険者が既に死亡している場合 当該保険契約に係る保証期間中の年金の支払回数から新たに買増年金の買増しをする時までに経過した年金の支払回数を控除した回数
 - (2) 当該保険契約が保証期間付終身年金であり、かつ、被保険者が生存している場合 当該保険契約に係る保証期間と当該被保険者の余命年数の期間とのいずれか長い期間中の年金の支払回数から新たに買増年金の買増しをする時までに経過した年金の支払回数を控除した回数

- 2 保険契約が保証期間付終身年金に係る買増年金積立保険料の取崩しにつき、被保険者の余命年数の期間の年金支払回数に基づき算定される額を取り崩すべきであるものに係る被保険者が死亡した場合の取崩額の調整については、上記（3）のなお書を準用する。
- (5) 年金受取人が当該法人である保険契約に基づいて年金の一時支払を受ける場合 当該保険契約が年金の一時支払のときに消滅するものか否かに応じ、それぞれ次に掲げるところによる。
- イ 当該保険契約が年金の一時支払のときに消滅するもの 年金の一時支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額及び買増年金積立保険料の額（既に取り崩した額を除く。）の全額を取り崩して損金の額に算入する。
- ロ 当該保険契約が年金の一時支払のときには消滅しないもの 年金の一時支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額及び買増年金積立保険料の額につき保証期間の残余期間を通じて年金の支払を受けることとした場合に取崩すこととなる額に相当する額を取り崩して損金の額に算入し、その余の残額については、保証期間経過後の年金の支払を受ける日の属する事業年度において、上記（3）及び（4）に基づき算定される額に相当する額の年金積立保険料の額及び買増年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。
- なお、年金の一時支払を受けた後に被保険者が死亡した場合には、その死亡の日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額及び買増年金積立保険料の額（既に取り崩した額を除く。）の全額を取り崩して損金の額に算入する。
- (6) 保険契約を解約した場合及び保険契約者の地位を変更した場合 当該事実が生じた日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した支払保険料の額及び資産に計上した契約者配当等の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。
- (注) 保険契約を解約したときには、解約返戻金の額及び契約者配当等の額を法人の益金の額に算入するのであるから留意する。

6. 保険契約者の地位を変更した場合の役員又は使用人の課税関係

保険契約者である法人が、年金支払開始日前において、被保険者である役員又は使用人が退職したこと等に伴い個人年金保険の保険契約者及び年金受取人の地位（保険契約の権利）を当該役員又は使用人に変更した場合には、所得税基本通達36-37に準じ、当該契約を解約した場合の解約返戻金の額に相当する額（契約者配当等の額がある場合には、当該金額を加算した額）の退職給与又は賞与の支払があったものとして取り扱う。

■ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(一定款)・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」を必ずご覧ください。

■ご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。

あなたの未来を強くする



[住友生命保険相互会社]
本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話(06)6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1
電話(03)3273-8000 (大代表)
〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会
スミセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは

24.10改訂版

④営情-24-0047 100-708(24.9)(DM)

